

会

議

午前10時 0分開会

○議長（森 温繁君） おはようございます。

開会前ではございますが、市長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

市長。

○市長（楠山俊介君） 改めまして、おはようございます。

早速でございますが、今定例会の説明員のうち、佐藤環境対策課長が病気による入院加療中のため、河井環境対策課課長補佐が代理出席させていただきますので、ご了承いただきたいと思っております。

また、台風18号が接近しておりますので、特別の事情が生じた場合には、大石地域防災課長が途中退席させていただく場合もございますので、あわせてご了承いただきたいと思っております。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（森 温繁君） ただいまの出席議員は定足数に達しております。よって、平成27年9月下田市議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

#### ◎会期の決定

○議長（森 温繁君） 日程により、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日より10月1日までの23日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、会期は23日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に通知いたしました案のとおりでありますので、ご承知願います。

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（森 温繁君） 次は、日程により、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、7番 大川敏雄君と8番 鈴木 敬君の両名を指名いたします。

---

### ◎諸般の報告

○議長（森 温繁君） 次は、日程により、諸般の報告を申し上げます。

最初に、要望活動について申し上げます。

9月7日に国道414号整備促進期成同盟会の活動として、静岡県知事への要望活動が実施され、私が関係市町の首長の方々と出席いたしました。

次に、式典関係について申し上げます。

8月10日、第68回按針祭式典が伊東市観光会館ホールで開催され、私と副議長が出席いたしました。

次は、議員研修について申し上げます。

8月17日、平成27年度静岡縣市町議会議員研修会が静岡市民文化会館で開催され、私を含め11名の議員が出席いたしました。この研修会では、慶應義塾大学経済学部教授の金子 勝氏による「地域発！どうする日本」と題した講演がありました。研修会に参加されました議員の皆さん、大変ご苦労さまでした。

次に、姉妹都市訪問について申し上げます。

8月3日から4日までの2日間、副議長を団長として議席番号が奇数の議員5名が群馬県沼田市を訪問し、地方創生、市の課題などの情報交換を初め、行政事情を視察するとともに、両市の交流を深めてまいりました。

次に、市長より提出のありました「店舗ガラス物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について」の専決処分の報告書を配付してありますので、ご覧ください。

次に、9月2日付及び3日付で受理いたしました請願の写し2件を配付してありますので、ご覧ください。請願第1号 安心・安全でおいしい学校給食を求める請願及び請願第2号 新庁舎建設事業の再検討を求める請願は、請願文書表のとおり総務文教委員会に付託いたしましたので、ご了承願います。

次に、昨日までに受理いたしました陳情1件でございます。福岡県行橋市議会議員、小坪慎也氏より送られてきました「外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書の採択を求め

る陳情」1件の写しを配付してありますので、ご覧ください。

次に、今定例会に市長から提出議案の送付と、説明員として出席する旨の通知がありましたので、係長をして朗読いたさせます。

○庶務兼議事係長（鈴木 諭君） 朗読いたします。

下総庶第134号。平成27年9月9日。

下田市議会議長、森 温繁様。静岡県下田市長、楠山俊介。

平成27年9月下田市議会定例会議案の送付について。

平成27年9月9日招集の平成27年9月下田市議会定例会に提出する議案を別紙のとおり送付いたします。

付議事件。

認第1号 平成26年度下田市一般会計歳入歳出決算認定について、認第2号 平成26年度下田市稲梓財産区特別会計歳入歳出決算認定について、認第3号 平成26年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定について、認第4号 平成26年度下田市公共用地取得特別会計歳入歳出決算認定について、認第5号 平成26年度下田市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、認第6号 平成26年度下田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認第7号 平成26年度下田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認第8号 平成26年度下田市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、認第9号 平成26年度下田市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認第10号 平成26年度下田市水道事業会計歳入歳出決算認定について、報第10号 平成26年度決算に基づく下田市健全化判断比率の報告について、報第11号 平成26年度決算に基づく下田市公営企業の資金不足比率の報告について、議第50号 下田市個人情報保護条例の全部を改正する条例の制定について、議第51号 下田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、議第52号 下田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議第53号 下田市指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議第54号 下田市指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議第55号 平成27年度下田市一般会計補正予算（第3号）、議第56号 平成27年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第1号）、

議第57号 平成27年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第1号）、議第58号 平成27年度下田市公共用地取得特別会計補正予算（第1号）、議第59号 平成27年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、議第60号 平成27年度下田市介護保険特別会計補正予算（第2号）、議第61号 平成27年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議第62号 平成27年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、議第63号 平成27年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議第64号 平成27年度下田市水道事業会計補正予算（第1号）。

下総庶第135号。平成27年9月9日。

下田市議会議長、森 温繁様。静岡県下田市長、楠山俊介。

平成27年9月下田市議会定例会説明員について。

平成27年9月9日招集の平成27年9月下田市議会定例会に、説明員として下記の者を出席させるので通知いたします。

市長 楠山俊介、副市長 糸賀秀穂、教育長 佐々木文夫、会計管理者兼出納室長 高橋尚志、企画財政課長 須田信輔、総務課長 稲葉一三雄、教育委員会学校教育課長 峯岸勉、教育委員会生涯学習課長 鈴木孝子、地域防災課長 大石哲也、税務課長 井上 均、監査委員事務局長 土屋紀元、観光交流課長 土屋 仁、産業振興課長 長谷川忠幸、市民保健課長 鈴木邦明、福祉事務所長 楠山賢佐、建設課長 鈴木芳紀、上下水道課長 日吉金吾、環境対策課課長補佐兼清掃センター長 河井長美、施設整備室長 黒田幸雄。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 以上で諸般の報告を終わります。

---

### ◎一般質問

○議長（森 温繁君） これより日程により一般質問を行います。

今期定例会に一般質問の通告のありました議員は6名であり、質問件数は17件であります。通告に従い、順次質問を許します。

質問順位1番。1、新庁舎等建設事業と防災対策について。2、住民投票条例の制定について。3、学校給食のセンター化と民間委託することの問題点について。4、安全保障法制関連法案（戦争法案）について。5、下田メディカルセンターの充実について。

以上5件について、13番 沢登英信君。

〔13番 沢登英信君登壇〕

○13番（沢登英信君） 皆さんおはようございます。日本共産党の沢登英信でございます。

今日は、あいにくの台風模様ではございますが、議長から紹介いただきました順に従い、主旨質問をさせていただきます。

まず新庁舎等建設事業と防災対策についてでございます。

市長は、6月定例会において新庁舎建設予定地であります敷根民有地の購入予算と、市庁舎移転に伴います位置変更条例の9月議会への提案を明言されておりました。しかるに9月2日の伊豆新聞によりますと「提案を見送ることを決めた」と報道がされているところがあります。どうして見送られたのか、まずお伺いいたします。「12月定例会までには提案したい」とも述べられているようでございますが、これはどういうことなのか、あわせてお尋ねをいたします。

また、9月4日市議会に請願されました建設予定地の白紙撤回を求める請願者9,522名の意味をどのように受けとめられておられるのか、お尋ねをしたいと思います。私は、市民合意を得ていない結果であると、こう思います。

平成27年5月、下田市新庁舎建設基本構想、この審議会も4回ほど持たれておりますが、建設位置については審議から外されております。市当局が位置については決定済みで、諮問をしていないという理由で進められているわけであります。しかし、毎回この審議委員の皆さんからは疑問が出され、住民に対し少し時間をとって説明をしていく必要があると、こう発言がされているところでもあります。

さらに図書館や保健センターについては、県総合庁舎の移転話の上に組み立てたものであります。決定を見ておりません。これは平成24年6月、前市長が敷根公園のエントランス部分に建設地として決定したことと同じで、都市公園法上の手続を経なければ庁舎建設等できない土地であるのと同じような瑕疵ある決定であります。

審議会が市民の立場に立って調査、審議するのではなく、市当局の案を追認する機関となっているものではないでしょうか。委員の10名の方は、1号、学識経験者、2号、団体からの推進、3、公募の応募者となっておりますが、公募の応募者は2人しかございません。やはりこの3つ、3号に決めましてもそれぞれにおきまして公募をするという形で決定をしてまいりませんと、公平な審議に至らないのではないかと。

しかもこの事務局は、敷根民有地に庁舎を進めております施設係が担当する、こういうような仕組みであっては、まさに追認機関になってしまうという結論に至っているのではないかと。前市長におきましても、楠山市長におきましても、同じようなシステムのもとにある、

こう言わざるを得ないと思うわけであります。ここら辺の改正を求めてまいりたいと思うわけであります。

そこで、今後どのような手順を踏んで、どのようなことになれば、市民合意を得たということになるのか、市長の見解をお尋ねをしたいと思います。

市長は、安全性、利便性、経済性のバランスのよいところが敷根民有地である、こう申し込んでいるわけでありますが、多くの市民の皆さんは安全性も不安だ、利便性も経済性もない、実際50億から先、費用もかかるのではないかと考えられているところであります。

この意見の違いは、どこから出てきているのでしょうか。多くの市民は、敷根民有地は庁舎を建てる適地ではない、こう判断をされていると言ってもいいのではないのでしょうか。このことをどう受けとめられているのか、重ねてお尋ねをいたします。

また、県の総合庁舎の移転問題も関係をしてまいっております。そこで、県総合庁舎の移転について、県と話し合ってきたことを明らかにしていただきたいと思っております。また、市にとって、何がよく、悪いのか、どこが問題と考えられているのか、お尋ねをしたいと思います。具体的には、高齢者生きがいプラザを提供することについて、どのような交渉をされようとしているのか、お尋ねをいたします。

次に、防災対策についてお尋ねをいたしますが、初動態勢の確立のため庁舎は安全なところに早急に建設しなければならないという考えは、一面の事実ではあります、市民を放っておいて役所だけ安全な高台に行けばよいのかという大きな疑問を市民に与えているのではないのでしょうか。市長が指揮・訓練されることもいいことではあると思いますが、市役所付近の住民とともに、市長を初め職員の皆さんが避難訓練に参加される、あるいは市民とともに防災対策を進めていくという、この市長の姿勢が不十分ではないのか、市民から問われているのではないかと思うわけであります。

浸水地域にあります消防詰所の移転、あるいは中央商店街の駐車場を避難タワーにしてもらったらどうか、多くの要望や土砂災害に対します要望等も台風シーズンを前にして出されているところであろうと思っております。これらにどのように対応してまいる決意なのか、市長の所信をお尋ねをしたいと思います。

次に、住民投票条例の制定についてでございます。

当局にとりましても、住民投票条例があって、市民の意思が確認できておれば、この敷根民有地問題のような混乱はまさに避けることができたのではないかと、こう思うわけでありませぬ。住民投票条例は地方自治の充実という観点から、間接民主主義を補完する市民参加の重

要な制度として位置づけられているわけであります。下田市全体に重大な影響を及ぼす事項について、市民の意思を直接確認する必要が生じたときに、速やかに実施できるよう必要な事項を定めるものでございます。

既に南伊豆町では、この条例が定められております。市町村合併の際、実施をされているわけであります。掛川市では掛川市自治基本条例（平成25年4月施行）に基づき、常設型の住民投票制度が制定されております。

住民投票は市民参画の重要な機会の一つであり、市長、市議会、市民等のいわゆる自治の3つ主体がそれぞれ発議できるという形態になっておりまして、より安定性の高い政策決定のもと、実施につなげられていくことができると思うわけであります。そこで、市当局に下田市住民投票条例の制定を求め、市長の所見を伺いたいと思います。

次に、学校給食のセンター化と民間委託することの問題点についてお尋ねをいたします。

下田市学校給食センター職員一同が平成27年2月18日付、安全・安心おいしい学校給食は直営での陳情書が市長に提出されました。翌日の2月19日には下田市の学校給食を考える会から、1、直営で。2、食物アレルギーに対応を。3、食材は地産地消で地域経済を活性化していただきたい。4、給食費の補助の制度を検討していただきたい。5、下小の自校方式を大切にしてほしい。下田市教育委員会に提出され、教育長と懇談をいたしました。

その結果、6月5日には下田市の学校給食についてみんなで考えようとのシンポジウムが開催され、学校教育課長の峯岸課長、浜松市の給食委員会の部会長の宮下早紀子さんを報告者になっていただいたわけであります。そして9月3日には、安心・安全でおいしい学校給食を求める請願書が1,314人の署名を添えて市議会に提出されております。

そこで、この間、教育委員会として市民及び父母や保護者、PTA、先生方の要望をどのように検討をされてきたのか、まずお伺いをしたいと思います。

市の学校給食は、父母、教員、栄養士、調理員の皆さんの共同の組み立てによって、教育の一環として豊かに発展してまいったと思います。施設が老朽化し、センター化されるにいたしましても、その伝統は大切にされなければならないと思います。今日では、食育といいまして、教育の一環としての学校給食は、体と心の健全な発達を重視いたしました献立、いわゆるアトピー食や子供たちの笑顔の見える調理づくり、地元産のお米や農産物を取り入れて地域の生産者との結びつきを強める取り組み、あるいはO-157事件や食中毒の発生の危険から子供たちの安全を守る努力など、豊かな実践が報告されているところであろうと思います。

学校給食は食育で、教育の一環であるなら、その形態は自校方式こそふさわしく、これを民間委託にすることは学校給食法、労働者派遣法、地方自治法に明らかに違反をするものであります。学校給食法は、義務教育諸学校の設置者は自らの責任で学校給食を実施することをまさに義務づけていると思うわけであります。したがって、民間委託は教育の放棄である、安全な給食提供義務を怠るものである。

第3に学校給食の民間委託は、請負ではなくて派遣である。第4に調理室等の貸与は地方自治法に違反をする扱いである、こう思うわけであります。

学校給食法は、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資し、かつ国民の食生活の改善に寄与するものであることに鑑み、学校給食の実施に関し必要な事項を定め、もって学校給食の普及、充実を図ることを目的として定められている法律であります。

学校給食の目標は4つほど掲げられていると思います。日常生活における食事について正しい理解と望ましい習慣を養うこと。学校生活を豊かにし明るい社会性を養うこと。3、食生活の合理化、栄養の改善及び健康の増進を図ること。4、食料の生産、配分及び消費について正しい理解に導くこと。

そこで、本来学校給食は、直営で行うものであるという今述べてきました私の、あるいは法律の理念を、市長及び教育担当者の皆さんはご理解をいただけたかどうか、まずもって質問をしたいと思うところであります。

民間委託は、委託することで業務コストを抑え、かつ民間企業が持つノウハウを生かすんだと、専門的な技術やコスト意識の導入を図ることが目的だと、こう言われているわけであります。しかし、施設はセンターを使い、施設も器具も調理する食材も全て教育委員会が提供し、市の栄養士のつくりました献立表に基づき調理をするということでは、ノウハウを生かす専門的な技術は発揮されようがないと思うわけであります。

したがって、臨時パート職員が多く雇われ、調理員の入れかえが激しく、一番大切な安全・安心が損なわれ、食物アレルギー対策など切り捨てられてしまうということにならざるを得ないと思います。また、事故等の責任体制は不明確になってしまうわけであります。

さらに、違法な派遣ではなく請負契約にするために、市の栄養士さんは直接民間の調理師さんに指導や指示ができない、こういう仕組みの中で委託先の栄養士さんを通じて、責任者を通じて指導をするということにならざるを得ないと思います。

したがって、民間の業者は栄養士さんを1人余分に雇わなければならない。委託すれば安くなる条件などどこにもないわけであります。したがって、第3回の下田市の学校給食のあ

り方検討委員会、教育委員会が出した資料を見ましても、直営のほうが年間1,000万から2,600万安くできるという資料を提出をしているところではないでしょうか。

そして、あり方検討委員会では、次のようにまとめているわけであります。今回の検討では、正規調理員の退職者不補充という前提条件のもとで、新たな給食センターの運営について検討を進めてまいりました。その運営については、最終的には民間委託とすることもやむを得ないと思いますが、その時期については、経費的な面、また人的配置の面など検証した上で判断することが望ましいと提言をしているわけであります。

何か長ったらしい文書であります。この意味するところは高コストで給食が安心・安全でなくても、退職者不補充で働く調理員が職場からいなくなってしまうので、委託をせざるを得ないんだ、こう言っているわけであります。まさにちぐはぐな行政改革、2015年3月5日、朝日新聞で報道されているところではないでしょうか。

民間委託すれば、全職員が、この調理場に働く職員が臨時職となる可能性は非常に私は大だと思えます。調理員を臨時職で対応すれば一番安くできるが、管理上、不安であるので直営にすることができない、これがこのあり方懇の結論であります。

しかし、河津町のようにセンター長を置き、専任の栄養士さん、そしてそのもとに調理員さんが調理をする、こういう形式にすれば経費も一番安く、安全上も確認ができ、一番直営でやる方がいいという理念と重なり合っているものと思うわけであります。どうして直営方式を切り捨ててしまうのか、この報告どおり、退職者不補充のためにこんなわけのわからない方針を市当局が、教育委員会はとろうとしているのかお尋ねをしたいと思うのであります。

次に、食物アレルギー対策は食育の一環としてぜひともレベル4まで、代替食の提供までぜひとも実現をしていただきたいお願いを申し上げるものでございます。この点につきましては、あり方検討委員会につきましても、小学校長やPTAの役員の皆さんからアレルギーを持つ児童が増えている。新給食センターでのアレルギーを持つ児童への対応をぜひとも進めていただきたい、こう発言されているわけであります。

これに対する回答は、アレルギーに関しては個人差が大きいので、現時点では個々の症状に合わせた対応は困難と考えている。基本計画の中ではアレルギーに対応するための特別調理室も計画していたが、計画が進むにつれ、さまざまな症状を持つ児童・生徒の個々の対応については、現状の下田市においては困難ということで、調理室という形での整備については見送ることとした経過があると答えているわけであります。

そこで、特別調理室とはどのようなものなのかお尋ねをしたいと思います。そして、幾らぐらい経費がかかるのか、重ねてお尋ねをしたいと思います。

また、6月5日のシンポジウムで幼稚園、保育園のお子さんは29人アレルギーのお子さんがいる。学校給食、学校に入ると4人のアレルギー児童がいると答弁をされているわけですが、どうして29人のお子さんが小学校に入ると4人ということになってしまうのか、少なくなっていくのか、そこら辺のことをお尋ねをしたいと思います。

そして、4人のアレルギーを持つ児童に、レベル4の代替食の提供ができないとはとても私は考えられないわけであります。幼稚園、保育園の29人のお子さん方には、アレルギー食の対応をしているという答弁をいただいているわけであります。まさに教育委員会の切り捨て姿勢がここに出ているのではないかと疑わざるを得ないと思うわけであります。その実情をぜひとも明らかにしていただきたい。

また、あり方検討委員会において搬入路のことや、各学校の受け入れ施設のこととも指摘はされていることと思いますが、今日どのように進めるといってお考えなのか、お尋ねをいたします。

また、食育については、栄養教諭が学校長や調理員、あるいはPTAの皆さん、お子さんと児童と合わせつくり上げていくものだと思いますが、センター方式に向けてのその食育の方針がどのように立てられているのか、どのように進められていくことになるのか、あわせてお尋ねをしたいと思います。

次に、安全保障法制関連法案（戦争立法）についてお尋ねをしたいと思います。

政府は、第189回通常国会に平和安全法制整備法と国際平和支援法の2つの法案を提出をいたしました。平和安全法制整備法は、集団的自衛権の行使を可能にするための自衛隊法改正など10法案を一括したものであり、国際平和支援法案は多国籍軍の戦争を自衛隊が支援できるようにするための恒久法でございます。

戦争を放棄し、戦力の不保持を備えましたが憲法に反することは明らかであります。6月4日の衆議院の憲法調査会で自民党推薦、そして民主党推薦、維新の会の推薦のそれぞれの3人の憲法学者の皆さんも、憲法違反だと表明をしているところでもあります。戦争を準備するための戦争法案そのものであるからであります。

政府は、長年にわたって憲法9条下において許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するための必要最低限度の範囲にとどまるべきとして、集団的自衛権の行使や他国軍の武力行使との一体化を憲法違反としてまいりました。今回のこの2つの法案は、戦争を放棄し

た平和国家日本のあり方を根本から変えるもので、決して認めることはできないものと思います。

8月30日には国会は12万人もの人々で囲まれました。教え子を再び戦場に送るな、大学の先生、若者、宗教者、主婦の皆さん、労働者の皆さん、各界各層の人々が戦争法案絶対廃案にせよの声を上げていたかと思います。戦争法案の撤回を求める広島県庄原市の自民党県議からも参加する「ストップ・ザ・安保法制」庄原市民の会、小林秀矩会長や、以下市議も20人中19人が参加しているようですが、1万3,200人の署名のもとに9月1日、首相宛てに要望書を提出されたことが報道されております。広島県三次市でも自民党県議を含め安保法案反対三次議員連盟が結成されているところでございます。

かつて地方自治体は、国の言いなりになり、住民を戦場に動員する仕事、財産の供出を迫る仕事をやらざるを得ないことがございました。自治体職場の職員の仕事は、憲法を生かし、住民生活を守ることであると思います。そのため、戦争を準備することなどとんでもないことであります。

大都市の一極集中を改め、社会保障や教育の充実、地方六団体も国に地方財政の充実や子ども医療費助成事業を国が直接やるように求めているところでございます。この戦争法に反対し、多くの市町村が反対の立場を明確にしているところであります。今でも有事の際に、地方は国に問答無用で従う体制がつくられておりますが、戦争法案は、この危険をさらに増すものであります。

そこで楠山市長にも戦争法案反対の明確な立場に立っていただきたく、市長の所見を再度伺いをいたします。

最後に、下田メディカルセンターの充実についてをお尋ねをいたします。

下田メディカルセンターは地域の中核病院として、平成24年5月開院をいたしました。365日、24時間、第2次救急病院として医療サービスを提供する。2次病院どころか2.5次病院としていきたいとしていたのではないのでしょうか。今年4年目を迎え、この目標に向かって現在の下田メディカルセンターはどのような状態にあるとお考えなのか、下田市長の見解をまずお尋ねしたいと思います。

かつて私は、150床を稼働させるため、医師や看護師等、医療スタッフの確保を進めるよう求めてまいりましたが、視点を変えて質問をしていきたいと思います。

平成27年3月31日現在で、常勤ドクター10人、非常勤のお医者さん15人、常勤換算で14.7人のお医者さんがいらっしゃる。看護師は正規で47人、派遣4人、非常勤9.7人、60.2人の

看護師さんがいらっしゃる。看護助手は21.4人。臨床検査師が4人、診療放射線の技師が4人、理学療法士が6人、薬剤師が5人、事務職が23.2人、計168.3人の方々がお勤めになっている。このような病院は下田・賀茂地区にメディカルセンターをおいてほかにないと私は考えますが、市長はいかがでしょう。

こんなに医療スタッフを抱えているのに、なぜ評判はぱっとしないのか。予約電話を入れますと、事務員が対応し、何とか救急で診ていただきたい。話を続けると看護師さんに回され、最後には他の診療所、あるいは病院を紹介されるなど、急いでいるのに対応していただけないという現状があるのではないのでしょうか。これはまさに管理者と事務長や理事長と言われる責任者の問題ではないのでしょうか。市長はどのようにお考えなのか、病院の実態をどのように認識されているのか、お尋ねをしたいと思います。

次に、一部事務組合下田メディカルセンター組合の議員全員協議会で、旧公立湊病院建物の解体について、資金が不足しているため旧院長宿舎、ここは既に更地にしてあるわけですが、1,707.84平米を不動産鑑定をかけた結果5,760万円だった。ヤフー株式会社公有財産売却システムによる一般競争入札方式を採用して売却をしたい、こういうことが提案されたそうであります。

私は、大きな疑問を感じざるを得ません。まず、病院跡地を1市5町を住民のためにどのように利用するかが計画されなければならないと思うわけであります。利用計画について、下田市長はどのようなお考えなのかお聞かせください。住民の財産を切り売りするような考え方には私は賛成することはできません。絶対反対でございます。なぜこのような発想になってしまうのか、重ねてお尋ねをしたいと思います。

以上で主旨質問を終わらせていただきます。

○議長（森 温繁君） 当局の答弁をお願いいたします。

市長。

○市長（楠山俊介君） では、沢登議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、新庁舎の関係でございますが、予定をしておりました庁舎関連の議案につきまして、9月定例会の提出を見送らせていただきました。これにつきましては、平成21年度から新庁舎の建設を検討されているところでありますので、進め方としては早くすべきというところではありますが、請願等も尊重いたしまして、市民の方々に十分なお理解を得るために時間をいただいたというところであります。これらを経まして、早くしっかりと進めていきたいと考えているところであります。

今回、庁舎に関係します基本構想につきましては、基本構想・基本計画審議会に対しまして、市民説明会やパブリックコメント等の手続きを経て、新たな候補地を選定した経緯等について説明をさせていただき、審議いただいた基本構想は候補地そのものの選定を内容としたものではなく、敷根民有地を前提として諮問した基本構想全体について、総括的に検討する中で、建設位置も考慮をし、結果的に敷根民有地を適地と回答を得たものと考えております。これに関しまして、審議会を編成させていただきましたが、これは今までどおりの同様のルールにのっとり編成をさせていただきましたものであります。

また、敷根民有地の適地等につきましては、繰り返しこれまでもご説明申し上げているところでありますが、津波浸水域、あるいは土砂災害等の危険地域などを避けざるを得ない中で、安全性、経済性、利便性において全て100点満点の場所が見出せない中で、それらをバランスよく考慮した場所であるというふうに考えております。

防災的観点から申し上げますと、下田富士の急傾斜地崩壊危険箇所につきましては、崩壊したとしても、敷地まで影響する可能性は低いと報告をされております。また、液状化につきましても、対策は図れるとのご説明を申し上げたところであります。また、津波浸水につきましても、現在公表されております静岡県第4次地震被害想定レベル2における浸水域外でございます。

また、8月24日、静岡県知事記者会見の折にも、下田市における土砂災害危険箇所の新規抽出調査の結果をもとにして、市役所移転場所は土砂災害の観点から、図面上、危険ではないという評価が出ているとの話も出ているところであります。

また、伊豆縦貫自動車道敷根インターチェンジに近接するということになりまして、第3次緊急路に指定されております市道敷根1号線に接しております。そして伊豆急下田駅からも徒歩圏内だということで、建設予定地は適切な場所だというふうに認識しているところであります。

続きまして、県の総合庁舎の移転問題との関係であります。静岡県下田総合庁舎移転に関しましては、昨年11月17日に賀茂地域における移動知事室の際に、知事に認定こども園を除く市民スポーツセンターを中心とした周辺の敷根の市有地を提案させていただくとともに、市民スポーツセンターなどの存続、もしくは移転補償等の条件を提示させていただいたところであります。

その後、相互の資料提供等を行う中で、県は平成27年度当初予算におきまして、調査費を計上し、その結果に基づき具体的な交渉に入ることで、相互に了解済みでありました。

8月24日にその方針が示されましたので、それを受け、県との具体的な協議を始めているところでございます。なお、施設所管課や指定管理者との打ち合わせの中で、高齢者生きがいプラザに関しましては、スポーツセンターとの一体的な管理が必要である旨の課題が提示をされ、県にも要望提供した経緯がございます。

高齢者生きがいプラザへの移転に関することがあります。県の下田総合庁舎の移転は、下田市にとりまして、重要な案件であると認識しておりますので、できる限りの協力は惜しまない姿勢で臨んでおります。高齢者生きがいプラザの必要な機能の確保をお願いをしており、具体的なメリットにつきましては、今後下田市にとりまして、できる限りよい計画、メリットのあるものとなるよう、交渉をしてみるところであります。

続きまして、防災対策は担当課より詳しく述べさせていただきますが、庁舎の役割といたしまして、東北の事例からも、災害におきまして庁舎が倒壊をする、また庁舎が機能を失うということは、救援あるいは復旧復興に大きな影響をおよぼしている。特に南三陸等は、庁舎が津波において倒壊をし、職員も亡くなり、そして首長も亡くなったという、本当に悲惨な事例がございます。そういう中で、ここ4年たっても、復旧復興に大きな支障があるというようなことを指摘をされているところであります。

そのような事例を考えますと、下田の今の現庁舎に対しましては、老朽化のみならず、耐震の不備、そして耐震補強ができない状況の中、そしてレベル2においてはもう2階以上に津波が来るといような想定をされている中で、そういうものをそのまま延々と置いておくわけにはいかない状況がありますので、防災対応の観点からも、どうしても庁舎建設はしなければならないというふうに考えております。

続きまして、住民投票条例に関しまして答弁をさせていただきます。

地方自治制度におきまして、国政同様地方公共団体の住民によって選挙をされた代表により行われます間接民主制の政治形態を原則としておるところであります。しかし、間接民主制に伴う欠陥を補完をし、住民自治の理想を実現するために、住民に直接自己の意思を表示する道を与える、直接請求制度を採用しているものと認識をしております。

常設型の住民投票条例を制定している事例は、県内でも掛川市と南伊豆町のみであり、全県的に常設型の条例の制定は進んでいないのが現状でありますので、今後議会との状況も大きなところがありますので、調査研究していく必要があるというふうに考えております。

詳細につきましては、担当課から述べさせていただくところであります。

給食センターにつきましては、教育長、また担当課よりご説明をさせていただきます。

続きまして、安全保障法制関連法案についての所見についてということでお答えをさせていただきます。このご質問につきましては、6月定例会におきましても同様のご質問を受けており、同様の答弁となりますことをご理解いただきたいというふうに思います。

現在、参議院におきまして、日本の平和、世界の平和を築き、継続していくために日本はどのような国であるべきかを審議されているところであります。国の防衛や外交に関する事項は国の専権事項であり、政府や国会において議論を尽くし、決められるものと理解しております。

私は、議員と同様に戦争という手段は絶対に避けるべきと考えておりますし、過去の反省からも二度とそのような悲惨な状況を起こしてはならないと考えておるところであります。これは日本国内や日本人においてだけではなく、世界のどの国、どの状況においても同様と考えております。

しかし、近年日本に対する現実の脅威が存在をし、暴発の可能性があり、また敵性国家も存在するとの見解もあります。このように安全保障環境が厳しくなる中で、外交努力をさらに高め、さらに続けることで平和を築き継続していかなければならないと考えます。また、それと同時に、抑止力と表現をされる安全保障環境を整えることが求められていると考えます。

自ら自分を守るでは自国の防衛が成り立たず、集団的自衛権を使ってともに互いを守るべきとの考えも一理あると私は思っております。安全保障の問題は、国の重要な課題であると同時に、市民や地方自治体にとりましても重要なものでありますので、さまざまな世界情勢等の情報を収集し、十分に分析した上で決定されるべきものと考えておりますので、国会の場でしっかりと議論を尽くしていただくことを期待するとともに、その進捗を注視していきたいと考えております。

続きまして、下田メディカルセンターについてお答えをいたします。

下田メディカルセンターにつきましては、市民にとりまして重要な事項でありますので、市長として議会におきまして伝えるべきものにつきましては、しっかりと伝えさせていただくところでありますが、管理者としての立場、また一部事務組合の議会において、審議されるべきもの、あるいは報告すべきものに関しましては、この議会においては割愛いたしますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

賀茂圏域におきましては、第2次救急医療の運営を下田メディカルセンター、伊豆今井浜病院及び西伊豆健育会病院の3病院に加えまして、平成26年9月からは伊豆東部総合病院が

加わり、現在は4病院で輪番体制をとって運営をしております。

消防・救急受け入れ人員実績から見ますと、下田メディカルセンターで取り扱いました第2次救急搬送件数でございますけれども、平成24年が1,225件、平成25年が1,280件、平成26年が1,280件となっております。これは救急搬送件数の約4割を下田メディカルセンターで担っていただいている状況でございます。

賀茂圏域における第2次救急医療の中核病院として、現在置かれている限りある医療スタッフの中で努力されているものと感謝しているところでございます。

医療スタッフにつきましては、常勤医師10名、非常勤医師34名、看護師は全体で72名と伺っております。地域医療の中核病院として医療スタッフの充実に尽力いただいていると思っております。

しかしながら、議員ご指摘のように、受診に行ったのに予約をさせられた、あるいは担当医師の不在を理由に他の病院を紹介された等の苦情や、さらなる医療の充実を望む声をうかがうことも事実でございます。このようなことがあってはならないことと十分認識しておりますので、そのようなご意見をいただいたときには、一部事務組合に伝え、今以上の利用サービスの提供に努めていただくようお願いをしているところであります。今後、理事長や下田メディカルセンターの病院長とのお話をする機会もございますので、再度申し入れたいと考えております。

旧共立湊病院跡地活用につきましては、一部事務組合、下田メディカルセンターで議論、検討がされてきております。院長宿舎跡地売却につきましても、一部事務組合議会で協議されているところであります。今後も旧共立病院跡地につきましては、解体を含めた利活用等について、一部事務組合で構成市町とともに協議を重ねながら、慎重に検討していくものと認識をしております。

私からは以上であります。

○議長（森 温繁君） 教育長。

○教育長（佐々木文夫君） 下田市給食センター化と民間委託に関する問題点について、市、市民及び父母等保護者、先生方の要望をどのように検討されたかお伺いしたいとの件につきまして、私からお答えさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、2月19日、教育委員会において申し入れ書を受け取り、考える会の皆さんと懇談しました。市としての考え方については、その際にもお答えしておりますが、この申し入れ書につきましては、その後、教育委員会定例会におきましてもその内容を説明

するとともに、同時期に開催されました学校給食あり方検討委員会に申し送りしました。

申し入れ書の内容につきましては、検討委員会の中でも協議いただき、3月の報告書となったものと理解しています。また、学校教育課長が報告者として参加しました6月5日のシンポジウムの結果につきましても、6月30日の教育委員会定例会におきましても報告し、説明しております。さらに、9月3日に提出されました請願書につきましては、議会事務局より情報提供を受けたところであります。

次に、学校給食は直営で行うべきではないかのご質問に対してお答えさせていただきます。

民間委託により、民間事業者が有する調理技術、あるいは衛生管理能力、業務効率化等を活用し、より高いレベルで学校給食の質を維持し、安心・安全でおいしい学校給食を児童・生徒に提供できるものと考えております。

総務省による地方公共団体における行政改革推進のための新たな指針や、下田市行財政改革大綱に基づき、下田市においても民間委託を進めてきたものであり、給食センターの委託につきましてもこの方針に基づくものであります。民間委託に当たりましては、地方公共団体の適正な請負（委託）事業推進のための手引きが内閣府からも示されていることから、このガイドラインに従い民間委託を進めることにより、学校給食法あるいは労働者派遣法、地方自治法に反することはありません。

次に、食育については、栄養教諭や学校、調理員、PTAなど学校を挙げてとのご質問に対してお答えさせていただきます。

食育につきましては、本来は家庭が担うものであると思いますが、さまざまな家庭環境の中で十分な指導ができなくなっていることが現状です。そこで、文部科学省は、平成22年3月に食に関する指導の手引き書を作成しました。それに基づいて各学校では食に関する指導計画を作成し、実施しております。また、市の栄養士が学校に配属されている栄養士と連携し、学校訪問や親子料理教室等を通じ、健康に生きるための栄養に関する知識、栄養バランスのとれた調理の仕方等について、児童・生徒を初め、保護者に対しても指導を行っているところであり、今後も関係者が連携を密にし、食育の充実を図っていきたいと思います。これ以外の質問に対しては、学校教育課長よりご説明を申し上げます。

私からは以上です。

○議長（森 温繁君） 地域防災課長。

○地域防災課長（大石哲也君） 通告に従い、お答えさせていただきます。

市庁舎よりも前にやるべきことがあるのではないかとということでございますけれども、昨年度行った津波避難計画におけるシミュレーションでも、下田においては津波が到達する前にほぼ避難ができるという結果を得ております。したがって、津波避難施設の新設や指定よりもいかに高台に逃げるかを主体として防災対策のほうを現在進めているところでございます。

また、津波避難ビルに対しましては、耐震性だけではなくて、耐浪性も確保されていなければならないため、新しい鉄筋コンクリート製のビルが少ない下田市には、新規の指定というものは難しいものとなっております。

また、本年度におきましては、既存の津波避難ビルの耐浪性の確認、それから昨年度作成した津波避難計画の全戸配布、自主防災会への講演や研修、訓練への参加など、総合的な防災力の向上を図って津波対策を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 総務課長。

○総務課長（稲葉一三雄君） 私のほうから、住民投票条例の関係について若干補足させていただきます。

住民投票条例が制定され始めた当初でございますが、特定の問題に対する特別措置としての住民投票条例を制定する例が多かったということでございますが、最近では、地方自治体の重大問題に対しまして、恒常的に住民投票が行えるよう条例を制定する自治体もあらわれてきております。

最近では、制定が多くなっております自治基本条例を定めた中で、住民基本条例というような流れになっているところも多くなってきております。例えば、掛川市等がそういった類のものでございます。条例によります住民投票では、投票対象ですとか、投票資格者の範囲を自由に制定することも可能です。

そこで、なかなか課題等もございまして、投票資格の範囲をどうするのか、投票結果の反映についてはどうするのか、投票率が低い場合の問題等、簡単に当局が提案して定められるようなものではないということが出てきておりますので、今後先ほど市長からもありましたが、少し調査研究していく必要があるというふうに考えております。

なお、沢登議員からありました南伊豆町は平成16年10月17日に住民投票をやっているんですけれども、その前に9月21日に南伊豆町は住民投票条例を制定しております。その日程関係からいって、10月17日に執行されました住民投票条例が、住民投票条例に基づくものとい

うふうに考えておりましたけれども、ちょっと確認しましたところ、そのときの住民投票は合併特例法に基づいた町長の請求により行った住民投票ということでしたので、一応ご報告させていただきます。

以上です。

○議長（森 温繁君） 学校教育課長。

○学校教育課長（峯岸 勉君） まず、給食センターの関係で、民間委託をすれば全員が臨時職員になる可能性が大きいと、近隣市町のようにセンター長を置いて、専任の栄養士を置いてやれば直営も維持できるんじゃないかということでございますけれども、調理員が全て臨時職員になっても正規の事務職員や栄養士が配置されていれば直営でできるのではないかということですが、これはあり方検討委員会でも全職員の臨時職員化というのは、事例として検討しております。その場合は、臨時職員というのは本来短期的、補助的な業務がメインでありまして、直営という場合には、今の下田市でもそうなんですけれども、少なくとも数名の正規調理員が退職して初めて直営では入れるのではないかと、そういうふうにご認識しているところですし、あり方検討委員会でもそのような提言がなされております。

現在、下田市において民間委託、準備を進めているところですが、この場合、仕様書というものをつくりまして、いろんな条件をつけさせてもらいますけれども、給食センターに配置する調理業務従事者につきましては、民間事業者の正規従業員を5名程度は配置するようというふうな形で考えておりまして、民間委託をすると全ての職員が臨時職員になるという、そういう想定はしていないということでございます。

次に、特別調理室とは何なのかということですが、これはレベル4、国が出しているアレルギー対策の一番上のアレルギーの食事をとった後に、そのかわりの食事のものを提供するという、一番高い部分の対応になりますけれども、レベル4対応の調理室として代替食を調理することを想定した調理室のことを特別調理室と言うわけです。

これは平成24年ですか、給食センターの基本計画ができたときに、この時点では計画書の中に予定されております。経費がかかるということなんですけれども、具体的な経費の試算等はやっていないんですけれども、個々の症状に合わせた作業動線が必要になったり、当然人も配置しなきゃなりませんので、アレルギー対応施設としての整備は見送ったということでございます。

次に、アレルギーが出ている子供が幼稚園では29人ぐらいたのに、学校給食になると4人になると、何でこんなに減るんだよということですが、これは食物アレルギー

ギーというのは、そのほとんどが乳児期に発症しまして、3歳までに5割、小学校入学までには8割から9割がアレルギー症状が出なくなるという、そういうふうに言われておりますので、この数字はまさにその説明どおりの結果が出ているというふうに認識しておるところです。

そして、先ほど申し上げましたアレルギー対応のレベル4、学校給食におきましては、4人の児童に除去という形で、アレルギーが出る給食から取っているわけですがけれども、たった4人の子供なのにどうしてレベル4まで代替食の提供ができないのかというご質問なんですけれども、これは栄養士に確認をしたところ、数字の上では4人と、全体の児童数から見ればほんのわずかなんですけれども、代替食の提供については、通常の、先ほど申し上げましたが作業動線とはまた別の動線でやらなきゃならないという形もありまして、たかが4人という簡単なものではないんだよということです。

これをレベル4でやっている幼保の栄養士に確認したんですけれども、幼保のレベル4対応というのも、まず保護者ときちんと面談、面接をして、お話をして、こういうものがだめですからこういうものを出しますよと、それもしっかりとした医師の診断書等も加えて、保護者の了解を持ってやっていると。実情は、代替食を出したくても出せない例があって、幼保でさえ、4までやっている子もいるんですけれども、3でとまっちゃっている子もいます。ですから、レベル4の対応というのは、もちろん理想はそうなんですけれども、なかなか難しいと。ですけれども、決して議員おっしゃるように、切り捨てるなんてことはしないで、できる限りの対応はやらせていただいているということでございます。

給食センターの搬入路の関係ですね。これにつきましては、これはことし3月の定例会におきましても、議会のほうから要望をいただきまして、現在、旧浜崎幼稚園解体工事の際に整備した通路がございます。これ現場見ていただいたかもしれませんけれども、建設工事に当たってもこれを使用して、児童の登下校とは別ルートにして、安全確保に努めております。

各学校の受け入れ施設ということですが、各学校の受け入れ施設については、全部で11校あるんですけれども、改修不要な学校、改修が必要な学校、そして共同調理場の解体や現在の給食室の改修とあわせて整備を予定する学校と分けて整備してありまして、改修が必要な学校については、今年度内の改修を予定しておりまして、共同調理場の解体や給食室の改修とあわせて整備する学校につきましては、これは仮の搬入路というものを既に検討済みでして、来年度新たな給食センターが稼働後に改修を予定しているものです。

以上であります。

○議長（森 温繁君） 質問の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

午前11時12分休憩

---

午前11時22分再開

○議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

13番。

○13番（沢登英信君） 議長、それぞれ一つずつ質問を進めさせていただきたいと思います。

まず、新庁舎建設事業についてでございますが、住民合意をどのように得たのか、あるいは今後得ようとしているのかという質問に、残念ながらお答えがございませんでした。ぜひともお答えをいただきたいと思うわけでございます。

9月議会、この議会に2つの条例、新庁舎にかかわる予算、条例を出すと言明されていたわけでありまして。新聞報道によりますと、○議員が署名が大分集まったと。市民の要望を、要求を覆すわけにいかない、賛成できないよと、こういうようなことがあって断念をした、こういう報道も出ているところであると思いますが、ぜひとも正直にお答えをいただきたい。どうして9月にこの議会に出すと言ったものを出さない方向で、しかも12月に再度出そうというのとはとんでもないことではないかと思っております。

この間、市長は8月の広報、あるいは先ほど言ったパブリックコメントや説明会を含めて、市民には知らしめてきた、こう答弁されているわけです。市民が誤解したり、知らないから署名をした、この場所がいけない、こう言っているのではないということは明らかだと思っております。むしろ市長のほうが市民の意見を聞く耳を持たなければいけない、こういう状態にあるんだろうと思っておりますが、その点をまずもってどのようにお考えになっているのか、市民合意を得るといふのはどういうことなのかという点をお尋ねをしたいと思っております。

それから、審議委員会につきましても、前市長と同様な仕組みでやったので問題ないんだと、こうおっしゃっておりますが、前市長のやった決定も瑕疵があると私は言っているんです。ですから、そういうやり方を検討し直す必要があるのではないかと。本当の意味での市民合意を得るといふのは、どういうことなのかということをご真摯にご反省いただきたい。まずこの点について再質問をさせていただきたいと思っております。

○議長（森 温繁君） 市長。

○市長（楠山俊介君） 新庁舎の建設の必要性、そしてその位置の決定につきましては、就任

来、きちんと議会の皆様、そして市民の皆様に説明をしてきたと思っております。そういう中で市民説明会を開催し、また市政懇話会の中でも各地区を細分化をして説明する機会をいただき、また広報紙等でも説明をさせていただく。そして1年ほど前にもなりますが、パブリックコメントという形でご意見をいただき、そういうものを経た中で審議会に対しまして基本構想を提案をさせていただいて、それを諮問、答申という形でいただいたところであります。

そういう中で、今回、進め方としましては、9月に庁舎関連の議案を提出して議論いただき、また認めていただきたいというところでありました。しかしですね、いろいろ請願の9,500名ですか、この請願をいただいたという中で、いろいろ市民の皆さんにもお聞きいたしますと、いろんな考え方がまだまだあるという中で、そういうものをもう少し整理をし、そして中には誤解をされている方もいらっしゃるから、その誤解を解くことも必要でありますし、またある面、間違った情報の中で判断をされている方がもしいらっしゃるなら、それもきちんとお伝えしなきゃならないという中で、そういう時間をいただくことが市民の皆さんに対しての答えであろうというふうに思いまして、本来、進め方としましては、9月に提出をして進めなければ、かなり時間的には大変な状況でありますけれども、この時間をいただいて、議会終了後の時期にきちんとした形で市民の皆さんに今まで以上にわかりやすく伝わるような、そういう機会を設けたいというふうに考えたところであります。

こういう経過の中で、市民の方に十分に伝わらなかったということがあったら、その辺も私としても反省をして、これからしっかりと行っていきたいと考えているところであります。

以上です。

○議長（森 温繁君） 13番。

○13番（沢登英信君） 市民の中に誤解があるから、それを説明したい、こういう答弁であります。市民の中にどんな誤解が市長はあると思っているんですか。

〔発言する者あり〕

○13番（沢登英信君） ほら、誤解なんかないよと言っているじゃないですか。市長のほうにむしろ誤解をしている。これを12月に再度敷根民有地で提案をしようというような芽というんでしょうか、条件は全くない、こう政治的に市長は判断をしなければならない状態に今あるんじゃないんですか。

それを、あたかも市民に誤解がある、だから12月までに説明するんだ。こういうような措

置をしておりましたら、混乱の上に混乱を重ねることになるのではないかと思いますので、再度見解をお尋ねしたい。

それから、市の調査によりまして、48%の方々が高台に持って行ってほしい。防災上、津波の対策上、高いところが必要だ。しかし25%の人たちは、市の活性化を考えますと市街地に置いてほしい、ここに置いてほしい、こういう意見。楠山市長さんは、やはり役所というのは市民とともにあるべきだ、市街地にあるべきだ、こういうお考えであったかと思うわけでありまして。それで合築案や、ここにつくろうという案が出てきた。

私は、この考え方をずっと支持をしてまいりました。この現状を見ますと、県でさえ防災的なものは高齢者生きがいプラザですか、そこに実質的に5階建てのものをつくろうと、地下1階、地上4階のものを、鉄骨づくりのものをつくろうと、こう考えているわけです。

したがって、48%の人たちの思いを実現するためには、庁舎のうちの防災機能的なものは高台に持って行く。そして市民サービスのものは市内に、市街地に置いて行く、こういう考えを当然私はしなければならぬのではないかと思うわけです。

ところが、市街地に置く、高いところに置くの両方の中間地点をとってここがいいんだと、どっちにとってもだめな案を市長は提示をしましたので、9,000を、1万になろうという人たちからおかしいじゃないか、白紙撤回せよ、こういうことになっているんだということを市長自身ご理解いただけないんでしょうか。この点を再度聞きたいというぐあいに思うわけです。

そして、この跡地は大変下田市にとって重要なところだと思います。庁舎の建設位置が敷根民有地というふうに提示されましても、跡地のここをどうしていくんだということを全く市長は触れていない。わずか2行ぐらいで検討しますとしか言っていない。こういう現状の中で、市民の理解が得られないということになっているんだと思うんです。

例えば、図書館や保健センター、これは総合庁舎のほうに持っていくんだといいますがけれども、そういうものこそ駅の近くのここにつくってもいいのではないかと、例えばの一つの案ですがけれども、そういうことすら提示できずにいる。そして、ここが南伊豆の交流センターのようにいろんな産物が、1階は交流されている人が集まる場所として、ここも利用提示できますよ、庁舎は安全で高いところですよと、市民サービスは進めてまいりますよと、こういう全体のまちづくりの構想の中で再度庁舎はどうあるべきかということを組み立てるべきときに来ていると私は思うわけです。

そういうことから考えれば、まさに市長が提示しております敷根民有地案は白紙撤回しか

ないんです。そこのところをどうお考えなのか、再度お尋ねをしたいと思います。

○議長（森 温繁君） 市長。

○市長（楠山俊介君） いろんな角度から見ますと、いろんな見方ができるかと思いますが、それぞれを整合性をとっていかないと一つの考えになっていかないのではなかろうかというふうに思います。

まず、県の総合庁舎の件でありますけれども、今回、防災対応の中で危機管理部門だけがまずは先行移転ということで、県としてはそれが終わりだというふうには一言も言っておりません。全面機能移転を大前提として時間軸のことも考えると、まずは危機管理部門を先行移転をしたいんだと。基本的には危機管理部門をきちんと守るためには、やはり全面移転の中で全職員がそれぞれのかかわり合いを持たなければならないんだという考えであります。

そういう意味からしますと、下田市の庁舎も同じ考えでありまして、防災対応だけを上に持っていけばそれで済むという話ではないというふうに同等の考えを持っております。

ただし、現在はこの庁舎が防災対応には不向きであると、先ほども説明しましたけれども、地震によって倒壊するおそれがある、あるいはその後の津波想定の中で浸水をし、そして2階以上までかぶってしまう。そういう中で、万が一そういう大災害のときに、この庁舎内に災害対策本部を設置できないということになりますと、大きな痛手になる。市民の皆さんに大きくご迷惑をかけることになるという中で、現在はスポーツセンターのほうに、そういう状況のときには災害対策本部を設置しようということで分けているところではありますが、本来ですと、庁舎内にそれを設置できるような、そういう庁舎をしっかりと建てるということが大前提だというふうに思っております。

仮に、中には合併等の中、あるいはそういう中で広い地域を持っている中で分庁というものをやっているところがあるかと思いますが、2万3,000人の市にとって、分庁というのは余りにも非効率だというふうに私は思います。やはり一体となって基本構想にありますように、ワンストップサービスという言い方の中で、住民にしっかりと効率よくサービスを提供できるようにするためには、その中に全課が入っているということが必要かというふうに思います。

仮にですね、防災対応のものを上にして、下にはということになった場合、この現在地も含め、またまちなか等も含めて、津波の被害が起こるわけですし、それも甚大な高さの部分があるという中で、では、その下に分庁に分けた下の庁舎は波にかぶってもいい高さでもいいのかというふうに考えます。そういう意味からすれば、やはりそれは避けるべきだろうと

ということになると、どうしても高層化をしなきゃならないところでありまして、そういう高層化の中では、液状化対策としての工事費もかなりかかるということで、分庁にするということは、逆に大きなお金がかかるのではなかろうというふうにも想像をされます。

そういう中で、私がこの利便性等も考えたら、現在地あるいは駅ビル等を活用することは、防災対応的にも避難ビルにもなり得ますし、いろんな角度から見ると、いいアイデアではなかろうかということで検討させていただきました。このときには、沢登議員にも賛同いただいて、本当にありがたく思いますが、しかし、それを財政的な面とか、あるいは浸水域にそういう公的な施設が本当にあっていいのかというような論議を議会の中でもさせていただき、また市民の方も敷根の高台だという論理の方は、やはり浸水域にそういう庁舎があってはまずかろうという意見だったというふうに思います。

そういうものをいろいろ検討した結果、やはり浸水域にあるということは避けるべきであろうというような中では、現在地あるいは駅ビルというようなことでつくることはできないだろうというようなことになったところでありまして。

そして、浸水域に建てることによって、構造物としてはしっかり建てられるものであったとしても、先ほど言いましたが、かなり工費はかかるということの中では、今提示されている金額に対して、市民の方からは、この経済的な不況、下田の財政の弱さの中で、大きな借金というのはまずかろうというふうに考えられている方もいらっしゃると思います。そのとおりだと思います。しかし、つくらなければならないという中で、どの程度の財政出動ができるのかという中では、こういう現在地や駅ビルにするということは、普通の1.5倍や2倍かかるだろうというふうに推測されているところでもありますので、やはり下田の庁舎を建てるには似つかわしくない財政的なものであろうというふうなこともあります。

そして、また緊急防災・減災事業債というようなことが庁舎に使えることができるという環境になったときに、これも時限でありますので、いつまでもというわけにはいきません。そういうチャンスを財政的に弱いまちとして使うものかどうなのかということのも、大きな選択だというふうに思います。その中で、財政的にもやはり楽にし、そして庁舎もきちんと安心・安全なものを建てるという選択肢からは、浸水域から避け、そしてその中で、かといってやはり利用される方になるだけ便利な場所というようなことを選択する中で、先ほど言いましたが、全ての要件を100点満点のところに建てたいのは、これはもうすべての人の考えだと思いますが、なかなか土地利用の中で制限がされてきた中で、それを探る中で、今回のところが適地であろうと、ここまで来たところでありまして、ご理解をしていただきたいと思います。

います。

そして、それを市民の皆さんに理解をしていただくためには、またきちんとした形でそういう異論のある方々のご意見もお聞きし、またいろんな資料、情報も提供し、そしていろんな角度から考えるというような機会を10月に持ち、そして市民の方にそういう中でご理解いただくような環境をつくりたいと思っておりますので、議員の皆さんにもいろんな角度から市民にご説明いただければというふうに思っております。

以上です。

○議長（森 温繁君） 13番。

○13番（沢登英信君） 今、いろいろご説明を市長からいただきましたけれども、市長が説明なさったこと全てが9,500人、約半分の市民は納得していないと、誤解して納得していないんじゃないかと、きっちり見きわめて納得していないんだ、このことを市長自身はきっちりまわきまえるべきではないかと思えます。

それで、私が申しましたのは、大変まちが変化しているとき、人口も旧町の商店街もなくなるというような、こういう状態の中で大きなお金を使って市民合意のない庁舎を建てるべきではない。しかし、安全対策はどうしても必要だ、そういう中でここ合意を得るための2年なり3年の間の対策をとっていただいたらどうなのか。そしてきっちり市民合意のもとに、あるべき庁舎を市民に議論をしていただいて、ここがいいというところを納得の上で実現をしていく、そういう政治手法をぜひともとっていただきたい。幾ら市長が、今ご説明いただきましたけれども、それを私も何回も聞かせていただいておりますし、何回も広報等々で市長は文書にもされているんじゃないかと思えます。

しかし、そのこと自身が市民が納得していない、白紙に戻せと言っているんだという根本のところをまず市長にご理解をいただきたい。まあ、これ以上続けておりましたが、ご理解いただけないんじゃないかという答弁でございますので、最後に一つだけお願いをいたしますけれども、ぜひとも自衛隊や警察の動員を指揮するだけではなくて、市長自らが今後、この近所の住民とともに避難をするというような訓練を、夜間訓練も含めて、職員も含めて、そういう市民とともに楠山市長はあるんだ、市政はあるんだ、こういう姿勢をぜひ示していただきたいと思えますが、この点はいかがでしょうか。提案しましたけれども、ご答弁をいただいておりますので。

○議長（森 温繁君） 市長。

○市長（楠山俊介君） 市民の方々の中に、白紙に戻して時間をかけてもう一度検討したらいい

かがかというふうなことに關しましては、今までも十分検討はされてきたんじゃないだろうかというふうに思っております。

ただし、先ほど言いましたが、やはりいつまでもこの庁舎を使っていくという危険性は認識をしていただきたいというところの中で、この中で働いて職員は当然でありますけれども、利用されている市民の皆様、そしてここにある市民の皆様の大事な財産というか、資料というか、そういうものを守っていかなければならないということを考えますと、この庁舎のままで延々といくということは、これはやはり避けなければならないということをご理解いただきたいというふうに思っているところであります。

そういう中で、どこに建てるかというところの中で、今回、いろいろこちらでも検討を重ねた中で出ささせていただいたものでありますので、もし白紙に戻して検討というのであれば、これにかわるべき、そういう場所というのも提示をしていただかないと、それは論議にならないのではなかろうかというふうに思っております。

それから、防災対応に關すれば、先ほど担当課からもありましたけれども、レベル2に關しましては、国も指導しておりますように、やはり避難をするという中で、避難路、そして避難場所の整備というのをきちんとやっていかなきゃなりませんし、おっしゃるように、避難訓練の中で有効な形でそういうものを利用し、そして市民の方が災害の中で命を失う人はゼロとするということを方針にしなきゃならないというふうに思います。

その中で、やはり職員が亡くなること、あるいは首長が亡くなるということは、市の防災対応に大きな影響を与えるところでもありますので、我々もこういう中で避難訓練にも真摯に向かって、市民に声をかけるだけでなく、自分たちもきちんと自分たちの命を守り、そしてそのことが市民の皆さんのきちんとした防災への対応になるんだという自覚をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（森 温繁君） 13番。

○13番（沢登英信君） 市長の答弁はそういうことですので、一言だけ、ぜひとも言いたくなるのでありますけれども、下田市の高齢化率は33%を恐らく超えてきているのではないかと思います。逃げるにしても、大変足の悪いお年寄り、あるいは小さなお子さん、高台まで逃げられない場合には避難ビルに上がるしかない、こういう方々も多くいらっしゃるだろうと思うわけです。逃げるのが大切だから、それだけつくればということではなくて、逃げるにも逃げ方が、その年代層や性別等によっていろいろあろうかと思いますので、緻密な計

画をぜひつくっていただいて訓練をしていただきたい、要請をしたいと思います。

次に、住民投票条例の制定でございますが、ぜひとも住民の合意を得るという一つの仕組みとして、これは必ずしも市民の立場からだけではなくて、行政当局にとっても市の意見を二分するような、こういう問題についてはこの投票をして意向をきっちり確かめる、そのことが政策の安定性につながっていくということは、具体的にあるわけでありますので、先ほどの南伊豆の提案は、市民や議員からではなくて、市長自らが、こういうご説明をいただいておりますので、ぜひとも市長自らが住民投票条例を提案していただいて、議会でよりよいものにそれをしていくというような方向でお願いをしたいと思います。

次に、学校給食の問題についてお尋ねしますが、根本は退職者不補充の方針があるので、ちぐはぐな行政を民間委託を押し通そうとしているのではないか、こういう指摘がされておりますし、あり方検討委員会もそのことを認めているわけです。退職者不補充の方針があるから、民間委託するしかありませんね、こう答えているんじゃないんですか。その点をまず認識を、教育長、明らかにしていただきたい。

そして、退職者不補充の方針を取り払うことができるなら、東伊豆にしても、河津にしても……

○議長（森 温繁君） 3分前です。

○13番（沢登英信君） 直営でやっているんじゃないんですか。それが何で下田市は直営でできないんですか。9,500万円からの食材費を1年間使っているわけです。地元の食材を今と同様に使っていただきたい、業者の皆さんも、生産者の皆さんも言っているわけです。そういう形態をとるためには、直営でやらざるを得ないことは明らかじゃないですか。それが民間委託でいいんだ、そんな業者が実際にいますか。浜松のケースで言えば、一旦受けた業者が放棄して、給食が生徒に配送されないという、そういうことさえ起きているんじゃないでしょうか。

何か無責任な答弁だというふうに私は感じますが、その退職者不補充という大変な何かわけのわからない足かせをどうして取ろうとしないのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（森 温繁君） 副市長。

○副市長（糸賀秀穂君） 学校給食の民営化につきまして、私のほうから若干答弁をさせていただきます。

今、議員のご質問の中に民間委託については、退職者の不補充があるからというようなご発言がございましたけれども、その辺につきましては平成14年2月に第3次の下田市行財政

改革大綱、これは平成13年度から平成17年度までの計画でございますが、その中に民間委託、情報化等の事業改善の推進という、そういった位置づけがあります。そういった中で、健全な財政運営を確立していくためには、民間でできることは民間に委ね、民間の力を活力を活用していくと、そういう考え方のもとから、庁舎の夜間警備の委託とか、あるいは清掃業務の委託とか、学校給食業務の一部委託ということも明確に位置づけをしているところでございます。

その後、平成14年、同年の3月に第2次の下田市定員適正化計画を策定しております。これは平成14年度から平成17年度までの計画でございますけれども、やはりこの中におきましても、民間委託ということの中から清掃部門及び給食部門等で委託化できるものについては、積極的に委託するというような合意形成がされているところでございまして、そういったところを踏まえながら、今日に至っているというところの認識をご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

[発言する者あり]

○議長（森 温繁君） どの辺、ちょっと指摘してください。

13番。

○13番（沢登英信君） 行政大綱が上にあるんじゃないでしょう。学校給食のあり方検討委員会は、それぞれ小学校の校長先生や栄養士さんが、それぞれの人たちが集まって、PTAの人たちも集まって、学校給食はどうあるべきかという議論をさせていただいているわけです。その人たちは、この退職者不補充というこの方針があるがために、民間委託にせざるを得ないという結論を出しているんじゃないですか。

ですから、退職者不補充という方針が現実合っていない、間違っているということが明らかじゃないですか。民間委託のほうが安いなんていう数字は、教育委員会自身が出してないですよ。1,000万、2,600万を直営でやったほうが安いという数字を出しているんじゃないですか。そして、安心・安全だと、これが証拠に、河津も東伊豆も、この近隣のセンター化しているところは、直営でやっているんじゃないんですか。それが何で下田だけ民間委託しなきゃならないんですか。おかしいじゃないですか。子供のためと言いながら、安全・安心をおろそかにし、業者のための利益に学校給食を呈しているなんていう、こういう考え方は否定されるべきですよ、市長。違いますか。

ご答弁ください。

○議長（森 温繁君） 誰が行きますか。学校教育課長。

傍聴人をお願いします。ご静粛に。

○学校教育課長（峯岸 勉君） 最初に、経費の問題でございますけれども、直営のほうが安いというご指摘がありますけれども、この点につきましては、3月の委員会、それから6月の本会議のときにも申し上げていると思っておりますけれども、学校給食あり方検討委員会に示した資料というものは、確かに民間事業者の見積もりを参考にして出させていただいているんですけれども、それは1社だけを参考にしたものなんです。

その後、提出のあった民間事業との参考見積もりによれば、民間委託のほうが安くなるという、そういう資料も出ております。それから人件費の部分、ここだけを比較しますと、28年度の想定ということになりますと、人件費部分だけですけれども、直営ですと約5,400万円、委託ですと4,100万円ということで、逆に委託のほうが1,200万円ほど安くなる、そういう試算もうちのほうとしては持っております。

それから、これは先ほど教育長も申し上げたんですけれども、これは内閣府が出している地方公共団体の適正な請負事業推進のための手引きというものがございまして、この中にも学校給食業務の効率的な実施をした場合、こういう方法があるよという事例もつけて出しているわけなんです。

ですから、河津町とか東伊豆町さんが調理員さんは全部臨時職員、センター長とか栄養士さんは直営の方を置いてやっている、それは確かに事実でありますけれども、下田市は先ほど副市長が申しあげましたように、過去からの方針も含めまして、より民間のノウハウを活用して、やっぱり主役は子供でありますから、児童・生徒にきちんとした給食を提供していくことが一番大事である。その選択肢として民間委託という方法を選択させてもらいたいんだということでございまして、先ほど言いましたように、調理員さんの退職不補充ですか、これがあるから民間委託を進めるんだ、そういうことではありませんし、そういう考えは教育委員会としても持っていないわけでありまして。

以上です。

○議長（森 温繁君） まとめてください。時間がほんの少ししかありませんから。

13番。

○13番（沢登英信君） 今言いましたように、あり方懇の中で、きっちり文書で答弁しているんじゃないですか。これがあるからというぐあいに。それをないからと、そんなことはないなんていう答弁をすることは、これはまずいんじゃないですか。僕はそう思います。

そして、現状におきましても、今4つの調理場がございますが……

○議長（森 温繁君） 時間ですので、まとめてください。

○13番（沢登英信君） 正規の人は1人です。あとは全部、ですから、4人が正規の職員で18人が臨時じゃないですか、今やっている形態だって。そしてこれは民間委託したってですね、東京や神奈川のほうから働く調理員さんを連れてくるなんていうことは考えられない。下田の人を雇うでしょう。

そして、そうなれば、5,400万が4,810万だとかという、こんな数字を出しておりますけれども、ただ給料を値切っているだけだ、そういうことになるんじゃないですか。それで民間委託すれば、給食調理場の管理がスムーズにいくからノウハウを持っているんだと、何を言っているんですか。役所の施設でしょう。役所の調理器具でしょう。それをどうして役所の栄養士さんや等々が管理できないんですか。業者に管理してもらわなきゃならないの。そんなばかな答弁を言っているようでは、これは答弁になりませんので、ぜひとも考え直していただきたい。

直営で河津や東伊豆と同じように当市においても、直営で子供たちにきっちり責任を持つという体制をつくっていただきたい。利権のるつぽに学校給食を投げ込むというようなことは教育委員会として厳に慎んでいただきたい、このように教育長に要請したいですけれども、いかがでしょうか。

○議長（森 温繁君） これをもって、13番 沢登英信君の一般質問を終わります。

ここで午後1時まで休憩いたします。

午前11時57分休憩

---

午後 1時 0分再開

○議長（森 温繁君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

午前中に引き続き一般質問を続けます。

次は、質問順位2番。1、南海トラフ級地震に備える自助、共助の早期態勢づくりを求めることについて。2、下田市の地域創生の基本的方向性について。

以上2件について、2番 進士濱美君。

〔2番 進士濱美君登壇〕

○2番（進士濱美君） 2番 進士、かいかくです。

今回私のほうから一般質問といたしまして、2問だけ質問、そしてご回答をいただきたい

と思います。

まず、第1番目としまして、災害につきまして、殊に南海トラフ級、最大レベル級の災害が起きる予測に対して、下田市の、特に地域住民の防災体制の現状、それから意識の問題、その辺に絞ってご質問させていただきたいと思います。それに対して、当局側の法的に責務とされております地域防災の充実、育成、この辺がどういった形で反映されているのか、それが効果が上がっているのか、この辺を主要な問題としてお話しさせていただきます。

まず、南海トラフ級地震に備える、自助、共助の早期態勢作りを求める。

国・県から巨大災害時の被害想定が出され、防波堤、防潮堤、避難ビル確保などのハード面と人の安全化を志向する、いわゆる避難中心のための意識の高揚、こういったソフト面の両方が現在には重要との共通認識が現在社会的にも生まれてきて、またでき上がってきていると思います。殊に、住民の災害意識の高まりにより、人的な被害、これは激減するとの指摘が国からも、そして我が下田市においても、市長初め防災関係者の中から言葉として出ております。

それでは、下田市における地域防災、地域防災と申しますのは、自助、共助、公助の中で自助、それから共助というところを一まとめにしたものは、一般的に地域防災という呼ばれ方をしております。この地域防災の現状は、その方向にどのように向かっているのかと見渡すとき、はっきり申し上げて進んでいるとは言い難い。他県の危険地帯、四国等、県内他地域でも苦慮するところはほぼ同様でございます。

一部は先進的な努力をして、その辺の実効性を高めている面が新聞等々でも報じられているところがございます。県内におきましては、例えば富士市、それから焼津市あたりは市町をひっくるめて、相当機運が高まっていると聞いております。

まして、特に著名になりました34.4メートルの高知県の黒潮町というところは皆さんご存じかと思います。それにつきまして、下田市の場合が33メートルという数字が出ておるんですが、これをどうとらえるか、当時大分話題になりました。しかしながら、例えば黒潮町の場合を、はたと下田市と比べた場合には、あそこの町というのは1万2,000人、ほぼ下田市の半分ぐらいです。財政的にも相当厳しいと聞いております。そういったところが、最近では、防災先進地域、防災効率化実行地域として全国から行政及び関係者、自主防災の方の視察、相談等が数千件という問い合わせがあると聞いております。

それを見ますときに、地域防災と公助との関係、自助、公助が地域防災、プラス公助というのが、下田市で言えばまちの防災体制と言えるわけです。これははっきりとどこからどこ

までがあなたの責任、ここからは自助でやってください、ここは自主防でやってください、ここからは、いや逆にこれは下田市、公助がやるべきだという、こういう声というのは結構あるんですが、実は、はっきりとした線引きというものはございません。災害対策基本法であっても、災害救助法であっても、あらゆる法律の中にはこの線引きはできておりません。

ですから、この辺のとらえ方が一つ、現状を見る中で下田市ではちょっと曖昧といいますか、他により責任を求めるような、ちょっと冷たい、あるいは逆に住民からしたら公助に求め過ぎるといふ部分も耳にします。そうした中で、それでは下田市住民が、例えば旧町内5,400人、吉佐美、田牛、柿崎、白浜、須崎、こういった沿岸地域が1万人近くの津波避難者になると思われまふ。プラス土砂災害、山間部ですね。これはほぼ1割ぐらいを見なきゃなりません。

こうした中で、それでは明日、明後日起きた場合にどうなのかと考えますと、自主防災とも私も聞き取りをやっております。防災会長さんと現場に出向きまして、何名ぐらい訓練は参加できるんですかといったことで、現状調査を多少はやっております。

そういったもろもろの印象の中で考えますと、例えば自主防災の組織の改めて弱体化、脆弱性の弱さが発見できる。また、企業防災、事業所になります。これの希薄さ。それから観光者を中心とした下田市への来訪者への周知のわかりにくさ。これなどは、例えば津波の場合は、海拔の表示というのをやるんですが、これは防災課のほうでやっております。100万円以上でここ2年ぐらいでできましたかね。そういった認識は持つておるんですが、具体的に申し上げますと、低いところの表示があつても、例えば住民が逃げた場合、ここまでくれば安全だという表示がない。こういった表示板一つをとつても、うんという部分が数々見受けられます。

そういった総評の中で、住民の方々から、それから私自身もそうです。地域防災の下田市における地域の防災を本当に人的災害がゼロに近づける努力、それから本気度、これを今やっていかなければならない、そういう思いがしております。

そのように今回質問として、改めて、特に地域防災、これをどうするかというのを、公助の目から見た見解、現状認識、それから公助側から見た地域防災、自主防災等、住民等の課題、ああしてほしい、こうすべきだというのを持つているかと思ひます。その辺を具体的に挙げていただければと思ひます。この辺は、具体的には私は再質問のほうで40、50ほどの課題を抱えておるんですが、幾つか紹介していきたくと思ひます。

第2問と申しまして、下田市の地方創生へ基本的方向性について、これを第2問として質

聞させていただきます。

地方創生については、もちろん皆さんご存じのとおり、新聞、テレビ等でご存じのことと思います。しかしながら、国が提案として出しました地方創生事業、これは昨年、26年の年末、市長の施政方針の中にも説明があります。一気に出てきた提案、施策でございまして、地方創生って何だろうという部分がもう一つはっきりしない。

字のとおり見れば地方をつくり上げる、これはもう根本施策、下田市で言えばマスタープランであるとか、総合計画であるとか、多分そういったものに匹敵するようなイメージを持つわけですね。中身と申しますと、テーマといたしまして、まち・ひと・しごと創生法という法律ができました。これもまだできて8カ月、9カ月です。都道府県と市町村においては、人口減少社会の克服と地方の創生に向け、地方の元気化ですね。平成27年度中、今年度中に地方における人口ビジョンの創生、これは人口減少に対する対応ということの内容だと思えます。及び地方総合戦略の策定が努力義務として課されてきました。

これらを総称して地方創生事業と呼ばれ、目的は東京圏人口の一極集中の解消、人口減少への歯どめが目的。よって、結果的に地方が元気になるという、そういった狙いがあるんだろうと、国のほうは説明しているんですが、しかしながら、財政的には非常に弱い部分を知事会でも要望しております。

かの著名なふるさと創生資金、1自治体1億円、皆さん支給されたのを覚えていると思いますが、金の猫ができたり、巨大な遊園地ができたり、そういったもので1億、1兆7,000億円使われましたが、今回の創生資金、あたかも国の形を変えるような名前でありながら、4,700万円前後の資金手当しか出ておりません。

さらに、地方総合戦略、これは皆さんか下田市が、下田市独自の地形、人口、地勢に合った政策をつくって、下市の人口をふやしていった活性化を取り戻してほしいという、むしろこれが重要なところではないかと思うんですが、これへの予算づけが、まあ聞くところによると1,000億前後という驚くような少額の金額です。

しかしながら、新型の交付金としてこれが創生された以上、手をこまねている必要はございません。1円でも10円でも、それは努力目標としていただけるものであれば獲得すべきだと、そういう思いで今回質問をさせていただきます。

先ほど申し上げましたように、知事会が交付金規模が余りにも小さ過ぎると早くも色あせたかの声が出ております。しかしながら、やむなく静岡県は静岡県の戦略創生会議、それから静岡県内の各自治体の独自性を出した元気な施策、人口の減少の歯どめ、それから消費活

性化、産業の活性につながると、こういった大まかな内容についてはできているんですが、そこで第1としまして、創生法に沿った対象事業、これは国が幾つかメニューとして挙げております。先ほど行われましたプレミアム商品券などもその一つになっております。どの分野を新たに地域活性化策として検討されていくのか。

また、もう一つの方法として、従来行ってきた既存の事業がございます。これが強化あるいは化粧直しという格好で提示された場合は、地方創生事業の対象とするという制度に、2つに分かれております。その辺の見きわめ方をどうなさるのか。これは市長の構想なり方向性をお示し願えればと思います。

第2としまして、地方総合戦略はいわゆる下田市のマスタープランというものがあります。それから中長期総合計画、この二本立てというのは、市政を運営する先、将来性を見越して計画にのっとり重要な指針です。しかしながら、地方創生というニュアンスからしますと、あたかも国をつくり変えてしまう、あるいは地域で言えば、地域でつくり変えてしまうというような印象があるんですが、そうしますと、柱が3つになってしまうんじゃないか、マスタープランとはどういう兼ね合いになってくる、中長期総合計画との兼ね合いはどうか、その3つ目の柱、地方創生の戦略、これをどういうふうに政府に対して納得させていくのか、この辺の整合性を私ども市民に対してわかりやすくご説明を願いたいと思います。

一部、この3月の議会におきまして、市長から施政方針が述べられております。この一部の中に、地域創生に関する内容を20行ほど載っております。それらも含めてと思いますが、どこの担当課でそういった事業を作成していくのか、あるいはどういう格好で住民の声を入れているのか、どれぐらいのスパンで予算づけをし、効果を求めていくのかということ、もう少し具体的に明らかにしていただければと思います。

再質問でもう少し細部にわたってやっていきたいと思いますので、以上2点につきましてよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（森 温繁君） 当局の答弁を求めます。

市長。

○市長（楠山俊介君） では、進士議員のご質問にお答えさせていただきます。

私のほうからは、総合戦略等についてお答えをさせていただきたいと思います。

議員のご質問の総合戦略の構想であります。総合戦略の4本の柱であります雇用あるいは出産・子育て、人の流れ、地域間の連携という中、いずれの分野の施策をどのように検討をしていくのかということ、また既存の事業をどのように立て直していくかにつきましては、

今、下田市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進協議会、また庁内プロジェクトチーム等で今まさに検討、協議がなされているところであります。

どこを重点というところに関しましては、今、検討中でありますので、ちょっと差し控えさせていただきますけれども、私なりに思うところを申し上げさせていただきますと、人の流れや雇用といったところに対しましては、下田市観光まちづくり推進計画の理念、施策を取り上げていくことが必要であるというふうに考えております。

また、大きな柱であります出産・子育て支援策につきましては、下田市の現在の施策に不足するところを補い、かつ手厚い施策を盛り込むことが重要であろうというふうに思っております。

今回の総合戦略に関しましては、今まで行政、自治体として何もやってこなかったというわけではなく、それぞれに対しましてその時代背景の中でしっかりとやってきたところがありますが、しかし、その辺のところの効果が上手にあらわれきれなかったという中で、今回、その効果もあわせてしっかりとという中で、国のほうから今までと違った切り口、あるいは目線を持ってというような形、また地域連携を重要視するというようなことが提示されておりますので、そのような形で民間の皆さんのアイデアも上手に取り込んだ形でつくられるというふうに思います。

それから、観光まちづくり推進計画の部分の中の観光に対する理念というものでありますけれども、改めて言うほどでもなかろうかとは思いますが、あえて言わせていただきますと、やはり観光というのは地域の総合産業、地場産業、循環型の産業であるというふうな位置づけをいたしますと、この産業をきちんと精査をしつくっていく。その中では商品造成、あるいは交流人口の増加というものを目指していくところでありまして、それぞれがそれを活性化していくことによって、各産業が活性化する、あるいは担い手の育成になっていく、また新しい産業がつけられていくということになりますと、雇用の創出や定住人口、移住人口が増加していくのではなかろうかというようなシナリオを考えているところであります。

よく言われますのは、地域づくりというのは、何といたっても仕事づくりであり、またその仕事づくりというのは、住民の出番づくりであるということで、その出番を与えられた人は経済的にも安定をしますし、また生きがいを得て地域住民の皆さんが輝いていく、それによって地域が輝くというような理念がありますので、ぜひとも観光振興によって地域の住民の皆さんの生活を豊かにしていくと、そういうものがこれから全体の地域の底上げになり、この総合戦略の効果を出していくかというふうに思います。

理念的なことではありますが、このような理念をこの協議会等に伝えまして、各担当の中で具体的な切り口、具体的な事業を考えていただけるものというふうに考えております。

私からは以上です。

○議長（森 温繁君） 副市長。

○副市長（糸賀秀穂君） 私からは、本市の総合戦略の策定につきまして、検討を協議するまち・ひと・しごと創生総合戦略推進協議会の責任者という立場からご答弁させていただきます。

議員ご指摘のとおり、急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯どめをかけるとともに、東京圏への過度な人口集中を是正し、それぞれの地域で暮らしやすい環境を確保して、潤いのある豊かな地域社会の形成、人材の確保、多様な就労機会の創出を一体的に推進していくことが、活力ある社会を維持していくために重要であることから、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的といたしまして、戦略の作成等を定めたまち・ひと・しごと創生法が平成26年11月に公布され、同年の12月2日から全面施行されているところでございます。

地方創生総合戦略の基本的な考え方は、地方が抱える課題解決のためには、負のスパイラルに歯どめをかけ、好循環を確立する取り組みを推進することにより、仕事が人を呼び、人が仕事を呼び込み、まちに活力がよみがえり、安心して暮らしやすい社会環境をつくり出す好循環を結果的に生み出すことにあります。

まち・ひと・しごと創生に向けまして、自立性、将来性、地域性、直接性、結果重視という政策の5原則に基づきまして、先ほどの市長答弁にございましたように、4つの基本目標である地方における安定した雇用の創出、地方への新しい人の流れをつくる、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえる、地域の課題は地域で解決する観点から、地域連携の強化を図っていくと、そういったことを柱に産・官・学・金・労・言の各分野からのご提言や、市内各界各層、老若男女の方々のご意見も拝聴しながら、下田市版の総合戦略において本市の今後の施策の方向、目指すべき将来の姿を具体的に示していくこととなります。

本年度のまち・ひと・しごと創生総合戦略推進協議会は、これまでに2回開催しております。内容といたしましては、各方面からのご意見を広くお聞きするために、アンケート調査を実施いたしまして、その結果の報告や人口ビジョンの素案などについてご協議いただき、あわせて総合戦略策定に向けた考え方につきまして、意見交換を行っております。

その中で、制度の趣旨に合致するものであれば、議員ご指摘のように、既存事業に関連し

た内容、あるいは化粧直しのような形で推進していく施策が出てくることも十分考えられるということでございます。

なお、本市における地方創生関連施策は、既に本年2月市議会臨時会におきまして、地方創生先行型として4,150万円、地域消費喚起生活支援型として5,000万円の補正予算を計上し、繰り越し事業として現在執行しているところでございます。また、下部組織となるプロジェクトチーム会議を市役所庁内に立ち上げ、実務的な議論を深めるための取り組みを進めているところでございます。

ご質問がございました下田市の総合計画や、都市計画マスタープランと総合戦略との整合性につきましては、総合計画は本市の施策の根幹をなすものでございまして、改正前の地方自治法に基づき、基本構想に関する部分につきましては、議会の議決をいただいております。本市の各種計画の最上位に位置する計画でございます。

現在の計画は、第4次下田市総合計画として平成23年3月に策定いたしまして、計画期間は平成23年度から平成32年度までの10年間で、本年度が中間年に当たりますので、基本計画の中間見直しを実施することといたしてございまして、所管部署は下田版の総合戦略と同じ企画財政課であることから、整合性を図りながら両方の計画策定を進めていくこととなります。

一方、都市計画マスタープランにつきましては、都市計画法第18条の2第1項に基づき策定されます下田のまちづくりの設計図となるものでございまして、総合計画に即した形で策定し、今後の都市計画の決定や変更の指針、よりどころとなるものでございます。

先ほど触れさせていただきました総合戦略策定に係る庁内プロジェクトチームの中に、都市計画マスタープラン策定に携わる担当職員を参加させるとともに、総合戦略の策定に関しまして、都市計画マスタープラン担当課へのヒアリングを実施し、あわせてマスタープラン策定幹事会にも地方創生担当職員が参加しており、それぞれの計画に齟齬が生じないような形で相互に協調した体制を確立しながら計画策定に努めてございまして、総合戦略につきましては本年度から5年をめどに推進していく所存でございます。そういうことでよろしくご理解いただきたいと思います。

私からは以上でございます。

○議長（森 温繁君） 地域防災課長。

○地域防災課長（大石哲也君） 南海トラフ級地震に備える自助、共助の早期体制づくりを求めることについてということでございますけれども、議員ご指摘のとおり、南海トラフ級地震に備える自助、共助の早期体制づくりを求めることは非常に重要なことでありまして、下

田市としても全力で取り組んでいるところでございます。

特に、自主防災会の強化は最重要な課題でありまして、現在、下田市では自主防災会の行う避難路への補助や、また昨年度より自主防災会連絡会のほうへ補助の新設を行いまして、この9月1日の防災の日にも自主防災会長や防災委員、それから女性の会など約80名に対して、県の地震防災アドバイザーの中村さんをお招きしまして、大規模災害時に何をすべきか、またふだんどうしたことをしていくべきかということを具体的で、内容のある有益な講演も行うなどして、自主防災会長の人たちの意識を上げるなど、昨年度と比較しても自主防災会への対応の強化を図っているところでございます。

民間企業との連携につきましても、新たに薬剤師会や司法書士会との協定を締結して、災害時の連携体制をとる。それから従前から協定は結んでおるんですけども、災害時に連絡手段のなかった建設業組合、こちらのほうにも市の無線のほうを配置するなど、着実に地域の防災力の強化を図っているところでございます。

また、下田市という地域柄、観光客への対応など本当に地域的なものを含めまして、種々の課題がありますが、県や他市町と連携しまして、一つ一つ着実に丁寧に対応していきまして、災害に対する備えを拡充していく所存でございます。

私からは以上でございます。

○議長（森 温繁君） 2番。

○2番（進士濱美君） 再質問をお願いいたします。ありがとうございます。

まず、最初の地域創生につきまして、地域創生総合戦略会議の策定については、いずれにしる緊急な提示、法律化、それから事業策定のたしか27年度以内に出してくれというのがございましたね。随分無茶な話だなというというのは、私自身するんですが、そういった短期の中で、地域をどうこうする、あるいは創生するというニュアンスの事業策定が果たしてできていくのかという不安はあります。

今回、今ご説明の中にありました推進協議会ですね。これは会長といたしまして、糸賀副市長さんが会長で議事を進行されたということなんですが、その辺の創生に対するとらえ方を、私はつい欲が出て大きくとらえたいという気がするんですよね、実は。いい機会だと。しかし、国のほうは実はそうじゃないかという、腹のほうは読めないわけじゃないんですが、その辺は一種の駆け引き、あるいは戦いといいますか、地方自治と上位自治体との交渉力ということになってくると思うんですよね。その辺はとらえ方はどういう腹づもりで、協議会推進の会長さんをやられています副市長のほうは臨まれるということなんでしょうか。

○議長（森 温繁君） 副市長。

○副市長（糸賀秀穂君） 現在、推進協議会におきましては、先ほど答弁を申し上げましたけれども、第2回会議を開いておりまして、その会員につきましては、市内の産・官・学・金・労・言、要するに産業界、あるいは行政、学識経験、金融機関の代表ですね。あと労働者側の代表、あるいは言論機関からの代表という形で、さまざまな分野の方々を委員に就任していただきまして、さまざまな観点からの議論を展開させていただいております。

この戦略の推進策定に当たりましては、当然、知見を持ったコンサルタントの力が必要になるということで、コンサルタントと共同歩調をとりながら、ネットワークを持っているコンサルタントの情報も十分活用した上で、下田市版の総合戦略としては、どのような地域性を発揮することができるのか、あるいは地域としてどのような独自のユニークな戦略を構築していくことができるのかと、そういう観点から現在議論を進めておりまして、今の段階におきましては、まず人口ビジョン、将来人口が減少して下田市は2060年には1万5,000人ほどの人口に減少してしまうと言われておる中で、合計特殊出生率をどの程度に設定し、人口の減少人口、あるいは生産年齢人口、老年人口の割合はどのように変化していくのかというところも十分統計的にデータを踏まえながら探っていく中で、その辺の人口ビジョンを確立してきた上で、今後の個別の戦略の中身に入っていくという段階になっております。

その前段といたしまして、先ほどアンケート調査についても触れさせていただきましたけれども、アンケート調査につきましては、18歳以上の市民1,500人、それから高校生、中学生アンケートということで、下田高等学校、あるいは市内の4中学校あわせて420人の生徒にアンケート調査を実施しておりまして、将来の下田市のあるべき姿、どういう形が望ましいのかというようなどころも含めた内容でご回答いただいております。

さらに、現在下田市にお住まいになっている方、あるいはこれから下田に転入されて来る方も含めまして、50名を上回る方にもアンケート調査をします。一番目玉とするのがウェブアンケートという形の中で、埼玉、千葉、あるいは東京23区、神奈川、23区以外という、この近県にお住まい、近隣にお住まいになっている方に対しまして、500名なんです、ウェブ調査をいたしまして、下田市の魅力は何か、下田市に住むことになったら、どういうまちにしてほしいのかといったところの内容を踏まえたアンケートも実施しておりますので、それらを十分精査、吟味して、個別の戦略の構築につなげていきたいというふうに思います。

いずれにしても、これは日本全国一斉に総合戦略、今年度内に策定していかなければならないというところで、当然差別化を図りながら、申請したあかつきには採択されるよう

な努力をこれからもさらに重ねてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 2番。

○2番（進士濱美君） やはりこの創生事業の中では中心になっていくのは、総合戦略推進協議会が恐らくまとめ役ということになるのだと思ひます。その前のプロジェクトチームについても、庁舎内の実務検討がなされると。いずれにしろ短期間で勝負だと。それから地域の独自性をどう見るかという部分につきましては、各児童からのアンケート、それから高校生、18歳以上のアンケート、これは相当幅が広げたなという印象で、当然私評価いたします。それから、下田市以外からのウェブアンケート、これはおもしろいなというふうに評価いたします。

ただ、そうした中で、私たち実際現実の問題として、財政がこういうかなり厳しい中で、それに化粧直しをして、国からの助成金を上乘せしてやっていくという部分、一定の限界を感じるのとありますけれども、特に要望となりますが、差別化というのは当然ながら、あえて差別化するというのではなく、下田市を見た場合、あるいは下田市として生きていく場合、地域をつくる場合は結果としておのずからこれは差別化になるわけですね。それは結果だと思ひます。

全国的な標準化というのは、下田市だけではございませんので、当然その辺を少し下田市が変わりつつあるなという部分をぜひ見せていただきたいという思ひをいたします。

そういった要望を込めまして、この件は終わらせていただきますが、防災の件につきまして、そのままよろしいですか。今、大石課長さんのほうからご説明いただきました。私も自主防災連絡協議会という一顧問として携わっておりまして、多少はどんな様子かわかります。

課長のほうのご説明によりますと、講習会をやったり、あるいは自主防への研修等という話がございますが、少し自主防災、それから自助、共助の部分での現状認識が余りお話の中に出てこなかったものですから、その辺が最も重要な今回の質問の内容であります。

私ちょっと申し上げます。具体的な話です。下田旧町内と申しますと、各自主防災の倉庫の設置、これが高台へほとんど望んでおるんですが、設置する場所がない。各小さな区が一生懸命お金をためながら、念入りに倉庫を持って行って中へ詰めるという、非常に苦労しております。それが半分以上できておりません。

それから、防災組織、ボランティアの団体、企業、学校等横連携、保育園等も含めてです

ね、こういった横連携の話し合う場所がほとんどない。よって、例えば民生委員が一人で救助を、救出できない場合にはどうしたらいいのかという方がほとんど悩んでおられる。

先日、私、民生委員の方に聞きました。担当の方に聞きました。手挙げ方式で下田市の場合はやっておるんですが、個人情報もございますので、非常に情報漏れについては神経質になっているのはわかりますが、じゃ、リストはできましたと。しかし、どうやってそれを助けるんだと。民生委員にお願いしたら、民生委員の中には防災における救助まで私たち民生委員の仕事じゃない、そういう意見の方もいらっしゃるわけです。これはちょっと困ったなというふうな気がするんですが、そういう横連携がないがゆえに、民生委員の方が困りながら相談するところがない。市に相談しても市の救助者、あるいは支援者、民生委員も含めて区長さんもそうです。助ける者が有傷しているわけにはいかないという説明を受けました。もちろんそのとおりです。

じゃあ、どうするんだということになると、答えが一切出てこない。例えば、寝たきりであっても、海岸縁でぎりぎり助けられないケースもあるかもしれません。しかし、100メートル、200メートル、300メートル入ると、隣近所あるいは区長さん、民生委員も元気の方があれば手を貸せば助かるケースもあるんです。そういった個々の問題として、恐らく300名ぐらいが要援護者と救援を求めているんじゃないかと思うんですが、それらについて自主防とそれから隣組、隣近所の横の連携、これをまずもっとやりやすく、ぜひ市のほうもお手伝いをしていただきたいと思います。

それから、訓練は非常に大事なことなんですが、徐々に平成24年の3.11の翌1年後の防災訓練をピークに、訓練者は毎年減っております。あれがピークでした。これは県についても同じなんです。もう徐々に4年半をたちまして、今回5年目になりますが、訓練についてやや薄れつつあるというのは、これは住民の心情かと思います。それをどうするか。

その中で、訓練をした場合には、安否の確認というのがまず真っ先に行われること。これは防災の知識の中では当たり前のことです。これがほとんど行われていない。参加者の数だけが行政側に報告されて、私は大丈夫でしたよと報告をやっております。防災訓練における行政報告の報告、これは防災上の行政側の数字でありまして、住民に立っての問題ではないんですよ。この辺が随分混乱しておるんですが、現実の防災のときはそこに逃げた方の数を数えても意味がありません。そこにいない人をどうするかが現実の防災です。この辺がまだ自主防の中でもなかなか徹底しきっていない。ゆえに安否確認が取りきれていない。こういうちぐはぐさを感じます。

それから、自動車の使い方ですね。基本的にはだめだという話になっているんですが、これもやはり使わざるを得ないケースというのが結構報告されております。また、一部それを公にして話し合っていこうという部分も出てきております。

ついで、女性の参画です。これが役員としてほぼゼロ。下田市の場合はゼロ。役員というのは自主防災会役員を含めてですね。隣組になりますと、充て職ですから、お父さんがいない場合はお母さんがなって、たまたま情報連絡員とか、そういったケースが幾つかあります。しかしながら、判断をする、決定をできる、地域での決定者の中の役員、ここに女性がゼロ、こういう現状があります。

やはり避難所運営につき、あるいは事前準備、どういったものを備蓄にするか、そういった防災上の備えについては、4割から5割ぐらいは女性から見た視点がなければ、必ず穴があくと、空白になると、これはもう東日本大震災で散々言われている検証結果です。この辺につきまして、もう少し市のほうからも女性参画への力添え、現実に地元の中では女性が何で出てくるんだという思いがあります。やはり防災がまだまだ男社会というのはぬぐいきれない。この辺を何とか打開していただきたいと思います。

それから、大事な津波避難ビルなんですけど、以前は13棟指定されているが、今10棟でよろしいですね、大石さん。これは東海地震想定の際に13戸の避難ビルが指定されたんですが、南海トラフ想定以後の想定再検査、再チェックですね。耐えられたか否かの問題で、当然見直しをするんですが、この辺は先ほど耐浪性云々の話をお聞きしましたので、多分継続的にやっていかれるだろうということだと思います。

それから、自主防災組織の中の行政の依存過多という問題が深く根づいております。それは市の仕事だろう、防災会長自らが平気でおっしゃるかと思います。その辺とのコミュニケーションが本当は足りていないんじゃないかという結果だろうと思います。

ゆえに、自主防災員組織というものは、下田市の場合、現在48、今47ありますが、ほとんどが合格ラインに行ききれていないと、私は感じております。一つには、区長兼用の自主防災会長が1年、2年でかわっていくと。もう防災の知識云々の話ではございませんね。日常的な区長業務に忙殺されます。これが自主防の一番できないきっかけの一つになっております。

ゆえに、区長さんの場合は、市長からの行政委託者という委嘱状が出ます。これはもう法令制度化されているんですが、これは結構だと思います。じゃ、自主防災会長が災害時に指揮、指導する場合に、区長さんであればまだ地元、周りの方は信頼して言うことを聞くんで

すが……

○議長（森 温繁君） 3分前です。

○2番（進士濱美君） はい。それから離れた自主防災会長については全く丸裸、委嘱状もない、制度もない、そんな中で人を指導しなければならない。これが自主防災会長からの不安の声として上がってきております。

最後に、具体例申し上げますと、避難者数の問題があります。下田市は恐らく全域で1万2,000人ぐらい避難すると思います。この場合に、例えば吉佐美だと1,200名逃げるんですが、このほど大賀茂が指定されました。そこに4,200名という数字が出ておりますが、当然出ません。数百人しか入れません。あとはどうするのか。

それから、敷根高台の問題、あれも1,000名ほどがあふれます。これもどうするのか。こういう具体的な例が進んでいないこと。ゆえに地域防災、自主、それから共助の問題がちょっともたついているという印象かと思います。

それをどういうふうに公助として育成していくのか、もう少し熱を持ってお願いしていきたいという心持ちでおります。その辺は市長、それから大石担当課長、いかがでしょうか。

○議長（森 温繁君） 地域防災課長。

○地域防災課長（大石哲也君） いろいろあってお答えしきれるか、メモしきれたかちょっと不安なんですけれども、自助、公助に関しましては、委員がおっしゃるとおりでございます、いろいろな課題があると思っております。

まず、各自主防災会の装備の設置場所ということなんですけれども、これも十分理解をしております、特に旧町内や東西本郷、いわゆる浸水域が多いところ、こちらのほうで設置場所をどうにかならないかという相談は受けてございます。ただ現状、1つ、2つの自主防災会であれば何とかなるのかもしれませんが、全体でどうにかするかというと、なかなか市有地、市で持っている土地で高台でさらに近いところ、そういうところがなかなかなくて、いろいろと置けないかということで考えてはおるんですけれども、今現在、これについては対応中というか、検討中でございます。

あと、防災組織の横連携ということなんですけれども、これにつきましても、確かに防災組織の横連携をすることは非常に重要なことと思います。そういう場を持つべきだということなんですけれども、こちらのほうでまだそこが対応しきれていないということは確かでございます。

これにつきましては、またそれぞれの組織と調整をつけないければ、すぐにはできるもので

はございませんけれども、それぞれの組織の長と話をする機会をまた設けまして、今後検討してできるかどうかを判断していきたいというような形でいきたいと考えてございます。その中で、先ほど言いました防災における民生委員の立場とか、そういったことにつきましても話をしていくしかないのかなというふうに感じてございます。

それから、災害の風化につきましても、これも確かにやはり3年、4年で大体忘れてきてしまいます。阪神・淡路大震災のときもそうでした。その他の災害でもそうでした。ですので、それを避けるためにも、いわゆる防災訓練への参加など、あとは現在行っている自主防災会等への連携の強化、そういったものを非常に重要視してやっておるんですけども、なかなか思うようにはいかないというのが現実でございますので、そちらについても、今の努力を続けていきたいと思っております。

安否確認につきましても、地区によっていろいろあるんですけども、安否確認を実際に訓練をやっている地区もございまして、そちらの訓練を参考に、また役員会、それから全体会等で自主防災会の事例を紹介して、そういった訓練をできないかというような形をとっていきたいと思っております。

次は、女性役員がないということですけども、先日の中村さんの講演会でも非常に強く言われまして、同じような課題があるということ为先日の9月1日にも自主防災会長さんたちに強く言っておるところでございまして、来年度以降にもそういったことができなければ、非常に望ましいと思うんですけども、あくまでも自主防災会なので自主的にやって、市のほうからお願いするというわけにはいかないものですから、自主防災会の組織のほうにお任せするしかないので、こちらをお願いベースで言っていきたいというふうに考えております。

それから、自主防災会長が一、二年で変わっていくということは、それも私どもの課題だと思っております。ですので、自主防災連絡会の集まりには、決していわゆる区長と自主防災会長は兼務ではなくてもいいよと、できたら3年、4年と続けてやっていただきたいということは、毎年のように言っておるんですけども、なかなかやはりその地区の事情がございまして、こちらのほうも強く指定するということができないものですから、お願いベースで毎年のように話をしているところでございます。

それと、区長は市長からの委嘱をされていると、ただ自主防災会長はないよということですけども、自主防災会の組織がどうしてできたところから始まりますと、もちろん自主防災会というものが名前のおり、法にも定められておりまして、自主的な住民の集ま

り、そういったものに市は援助していくというような定義がございますので、それに従いますと、自主的なものに対して、市長から委嘱状というものはできないものですから、なかなかそこは難しいと。

ただ、その活動に関しましては、市のほうで援助するよとということなので、今現在、訓練や、それから資機材整備等に補助を行っているような状況でございますので、ここは制度的なものということで、いかんともしがたいところでございます。

避難者につきましては、確かに市民みんなが避難すると、確かにあふれてしまいます。ですので、これはただ下田市だけの問題ではなくて、全県的な問題といたしまして、避難者数、今の被災者数が全て避難した場合に、静岡県内の避難所には入りません。それは理解しているところでございます。ですので、災害時に在宅避難ということで、住宅はとりあえず大丈夫な方は避難所に行かないでくださいと、そのかわり避難所に行かないといろいろな支援が受けられないんじゃないかということがありますので、そこは避難所と在宅避難者が連携するという形で、昨年度の総合防災訓練でも行いましたけれども、避難所から在宅避難者への資機材を運んであげると。本来取りに来るんですけれども、取りに来れない方については、いろんな食料とか、支援物資を運ぶというような訓練もしておりますので、できるだけ避難所に集中せずに、自宅にいられる方は自宅にいていただきたいというような形を考えてございます。

私からは以上でございます。

○議長（森 温繁君） 2番。

○2番（進士濱美君） では、最後にいたします。

最後に、ちょっと二、三分おかりまして、先ほど申し上げました高知県黒潮町34.4メートルの津波想定が出ております。その町の取り組みについて、ごく簡単に一、二分でご説明して、私は終わりたいと思います。

黒潮町、ご存じのことと思いますが、人口が約1万2,000人、最大34.4メートル、震度は下田市よりも1レベル高い7、津波最短が2分という相当厳しい町です。漁村ですね。ここでどういうことが行われるかというのを一つの参考としてご紹介したいと思います。

町役場、34.4メートルのとき、1週間ばかり住民からの問い合わせがほとんどゼロでした。何だろうと思って気がついた。考えました。町長も考えたそうです。ある課長さんがはたと気がつきました。電話の問い合わせが来ないのは、町が住民から頼りにされていない結果だと。それが真実じゃないかということをお述べております。それからがスタートでございまし

て、この役場の町長さん、まだ若いんですが、税収がここは10億です。下田市の場合は幸い40億ぐらいございますよね。約4倍あるんですが。税収10億の町で、この町長さん、月2回ほど国・県に掛け合いました……

○議長（森 温繁君） 時間です。

○2番（進士濱美君） はい。とうとう33億の助成金を取ってつくり上げたということでございます。

時間ということで、その辺ができることはできるということをご紹介して、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（森 温繁君） これをもって、2番 進士濱美君の一般質問を終わります。

ここで、10分間休憩いたします。

午後 1時58分休憩

---

午後 2時 8分再開

○議長（森 温繁君） 休憩を閉じ一般質問を続けます。

次は、質問順位3番。1、給食の食物アレルギー対策について。2、子どもの貧困対策について。3、新庁舎建設について。

以上3件について、9番 伊藤英雄君。

〔9番 伊藤英雄君登壇〕

○9番（伊藤英雄君） 政和会の伊藤です。

議長の許可を得まして、ただいまより一般質問を行います。

1、給食の食物アレルギー対策について。

食物アレルギーは食べ物を口から摂取したときに、その食べ物に対するアレルギー反応により生じます。多くは食べ物を摂取してから数分から1時間以内にじんま疹や腹痛などが出る食事型ですが、数時間以上経過してから湿疹の悪化や下痢などが見られる遅延型もあります。さらに、重症になるとアレルギー反応によりじんま疹などの皮膚症状、腹痛や嘔吐などの消化器症、呼吸困難などの呼吸器症状が複数、同時にかつ急激に出現するアナフィラキシーと呼ばれる状態になります。その中でも血圧が低下して、意識の低下や脱力を来するような場合を、特にアナフィラキシーショックと呼び、直ちに対応しないと命にかかわる重篤な状態になるということだそうです。

食物アレルギーは、給食を提供する学校や地方自治体にとって無視することが許されない

重要な問題であります。子供たちの命と健康を守る義務が学校や地方自治体にあります。

そこで質問ですが、下田市には食物アレルギーを持った子供たちは現在何人いるのでしょうか。そして現在建設中の給食センターでは、子供一人一人へのアレルギー対策をとることができないというふうに聞いております。それでは、学校現場ではどのようなアレルギー対策をとることによって、子供の命と健康を守る考えでしょうか、お尋ねします。

2つ目として、子供の貧困対策について。

2014年の厚生労働省の発表では、子供の相対的貧困率が16.3%に達したそうです。この数字は過去最高であり、6人に1人の約325万人もの子供が貧困状態にあるということです。しかし、貧困の定義というのがなかなか難しく、子供の貧困で言われているのは相対的な貧困であり、平均所得の半額以下の所得しかない人を貧困の状態と言っています。

2014年では平均所得が年244万円なので、その半額の年122万円以下の所得しかない人が貧困状態にあると言っています。これは個人単位でとらえているので、子供のいる世帯ではどうかという、正確な統計資料はないというふうにも聞いております。子供の貧困でよく言われるのが、ひとり親世帯、中でも母子家庭です。労働と子育ての両立が困難で、貧困世帯の例としてよく出されます。下田市では、こうした母子家庭、父子家庭の統計数字というのはどういったものがありますか、お尋ねします。

子供の貧困は、子供たちの学びの場の保障を妨げるものです。経済的な理由によって中学校卒業後の進路の選択肢が限られたり、親の長時間労働によって夜遅くまで一人で過ごしたりと、子供たちにも大きな影響を与えます。また、十分な教育を受けられなかった子供たちが、将来において貧困層になるという貧困の連鎖の問題もあります。

2014年には、子供の貧困対策の推進に関する法律が施行されました。その第2条で基本理念が定められています。子供の貧困対策は、子供等に対する教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の対策を子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として講ずることにより推進されなければならない。高い理想を持った法律であると思います。子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会の実現であります。第2項では、子供の貧困対策は国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取り組みとして行わなければならない。

第4条では、地方公共団体は基本理念にのっとり、子供の貧困対策に関し国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を作成し、及び実施する責務を有すると規定しています。

第10条から第14条まで、国及び地方公共団体が講ずべき施策が書かれています。教育の支援として就学の援助、学費の援助、学習の支援、その他貧困の状況にある子供の教育に関する支援、生活の支援として貧困の状況にある子供及びその保護者に対する生活に関する相談、貧困の状況にある子供に対する社会との交流の機会の提供、その他貧困の状況にある子供の生活に関する支援、保護者に対する就労の支援として貧困の状況にある子供の保護者に対する職業訓練の実施及び就職のあっせん、その他の貧困の状況にある子供の保護者の自立を図るための就労の支援、経済的支援として各種の手当等の支給、貸付金の貸し付け、その他貧困の状況にある子供に対する経済的支援、調査研究として子供の貧困対策を適正に策定し、及び実施するため子供の貧困に対する調査及び研究。

下田市では、法律の規定を受け、どのような施策を講じていますか。また今後どのような政策を講じる予定ですか。昨年以下田市では、幼い命が失われる事件がありました。私たちは二度とこのような事件が起きないように努力をしていく義務があると思います。

3つ目、新庁舎の建設について。

敷根民有地への建設の見直しを求める請願署名が9,000人を超えました。7月から2カ月ほどでこれだけの市民が見直しを求めています。あと1週間もあれば恐らく1万人以上の署名が集まったと推測されます。参考までに申し上げれば、ことしの市議会議員選挙の総投票数は約1万2,000票です。これを見ても今回の9,000人を超える請願署名の重さがあるわけであり、これだけの署名が集まった、この事実を市長はどのように考えておられますか。署名で示されたように、市民は敷根民有地への建設には反対をしています。敷根民有地の計画を見直したほうがよいと思いますが、いかがでしょうか。

市庁舎を建設すること自体に反対している市民はほとんどいないと思います。しかし、敷根民有地は安全性、利便性、経済性の点から言っても適当な場所ではないという市民の声に市長は謙虚に耳を傾ける必要があります。

楠山市長は、就任後、市庁舎の建設予算をつけずに建設をストップし、現在地がよい、いや駅ビルがよいと主張をし、やっぱり現在地はよくない、駅ビルは無理だ、敷根民有地だと迷走しましたが、全て楠山市長が主張し、自分の主張を自分でしながら、また別の場所を主張していただけた一人芝居のような3年間でありました。その間にオリンピックが決まり、資材費や人件費が高騰していくと建設費が高騰するから、早く建設するんだと言う。しかし高騰するまで建設場所を決めないで、3年間迷走をしたのは、市長ご自身の責任です。

自分が建設したい場所を主張するばかりで、周りの意見を聞かず、そして最後に場所とし

てはババを引いてしまったようです。そのことが今日の混乱を招いた原因であります。

自分が建設したい場所だと主張するだけでは、これまでの3年間と同じであります。市民の声を謙虚に受けとめて、最善の場所を市民とともに探すのがよいと思います。これまで提案した現在地や駅ビルと同じように、敷根民有地もまた多くの市民の理解を得られない場所であることは、実は市長自身がわかっていることではないんですか。

だから、審議会に場所の検討をしないように審議会に場所の諮問をしなかったのではないんですか。本当に自信があれば、審議会ですっかりと議論をしていただいて、敷根民有地はよい場所だという答申をもらえればよいのです。場所がよくないことがわかっていたので、審議会で場所についての審議をしないように諮ったように見えます。

市長は、安全性、利便性、経済性の面から敷根民有地を選んだと言っていますが、どの面から見ても、敷根民有地は適地ではないと思います。安全性の面では、敷地の一部が浸水地域に入っており、東日本でもよく言われた想定外が起きても不思議ではない場所であります。文字通り崖下に位置し、周辺は急傾斜崩壊地域に指定されています。そして岩山である下田富士の真下に位置しています。土は水を浸透させ保有する能力が高いので、雨が降っても山の中のほうへ水は浸透し、土砂災害は簡単には起きません。

一方、岩山では固い岩石は土のように水を浸透させませんから、岩の上にある土の部分が保有できる量を超える大雨が降ると、土砂災害が起きます。土の山よりも岩山のほうが土砂災害が起きやすいと言われております。

敷根民有地は集中豪雨時に土砂災害が起きやすい危険な場所と言えます。利便性についても、駅から徒歩10分で庁舎に来られるとありますが、通常駅からの時間が短いというのは、駅に行くのに便利だという意味です。しかし、駅から徒歩で庁舎に来る市民がどのくらいいると市長はお考えでしょうか。現庁舎でも徒歩と二輪車を合わせて1割を超える程度です。徒歩での利便性を言うなら、市庁舎に徒歩10分で来られるところにどのくらいの市民が住んでいるのかを言うべきであります。徒歩で来られる市民が多く住んでいる、あるいは勤務しているのなら、利便性が高いと言えますが、残念ながら敷根民有地はそうではありません。

車で来る場合も、例えば駅周辺であれば吉佐美方面から来る道路があり、白浜方面から来る道路があり、まちなかから来る道路があり、稲生沢方面から来る道路がある。いわゆる交通の要衝ですから、利便性が高いと言えます。敷根民有地は一本の道路の途中にありますから、その面でも利便性が高いとは言えません。

国道136号線の渋滞についても、伊豆縦貫道ができれば渋滞は解消されると言っています

が、本当でしょうか。確かに南伊豆、吉佐美、大賀茂方面からの車は、縦貫道に乗りますから少なくなるでしょう。しかし、縦貫道に入る車があれば、出てくる車もあります。縦貫道のインターから東西本郷、柿崎、須崎、外浦、白浜方面へ行く車は国道136号線を通って駅方面へ行きますから、やはり渋滞は起きます。

伊豆縦貫道への期待は、東海道方面へ出て行きやすいだけではなく、多くのお客様が下田に来てくれるのではないかと、こういう期待の中で縦貫道が開設を待たれている、こうしたことをすっかり忘れてしまったのでしょうか。

国道136号線の渋滞の大きな原因は、下田メディカルセンター前の信号、消防署前の信号、交番、西本郷出口、駅前の横断歩道、サンプラザ前と短い距離の間に数多くの信号があることとあります。渋滞の起きやすい136号線を出入り口としている敷根民有地は、この面からも利便性が高いとは言えません。建設費を22億円と発表されていますが、見直しを求める市民の会では、オリンピック決定後の資材や人件費の高騰で、この金額ではできないと言っております。市長は、今でも22億円で建設できると考えていますか。できないとすれば、幾らぐらい必要と考えておりますか。

敷根民有地では、液状化対策として基礎工事が通常の1.6倍かかると言われております。また、近くに駐車場をつくる敷地がないため、庁舎内に駐車場をつくる必要があるため建設面積が増える上に、駐車場を併設することにより庁舎の強度を上げるために建設費が増額になります。こうした増額分が緊急防災・減災事業債による交付税を上回ることはありませんか。上回るのであれば、緊急防災・減災事業債を使うために28年度の着工は事実上、敷根民有地の建設のほうが多く上回る、全く得にならないということになります。

詳しい計算は素人なのでわかりませんが、新庁舎では5,062平米は庁舎部分、3,000平米が駐車場部分と言っています。この5,062平米と3,000平米、この割合で建設費が30億かかるとするならば、駐車場部分で必要となるお金は12億円です。これに借入金を30億円として、増える利息の駐車場部分、これが約1億円あります。

一方、建設費を30億とした場合、緊急防災・減災事業債はその7割の21億円、その半額の10億5,000万円が交付税になりますから、差し引きますと緊急防災・減災事業債よりも敷根民有地に建設するために起きる費用は3億円ほど増えることになります。

したがって、緊急防災・減災事業債をもらうよりも、敷根民有地を建設場所としないほうが安くするわけであります。

9月定例議会に、敷根民有地への条例の改正予算を取りやめた理由として、沢登議員の質

問に対して、市民への説明が足りなかった、あるいは誤解があった、こういう答弁をしております。誤解というのは、具体的に市民がどのような誤解をしたということでしょうか、ご説明ください。

また、これまで市政報告会で説明をし、また下田市が補助金を出している各種団体を集めては、個別団体に対して説明をしております。そうした説明では足りなかった、こういう認識を示されたわけであります。

では、どこにどんなふうに足りなかったかと言えば、今回見直しを求める請願に署名した9,500人以上の市民に対する説明が足りなかった、こういうことではないでしょうか。そこで質問いたしますが、新庁舎建設用地の変更を求める市民の会の会員や署名をした市民に対する直接の市長による説明会を開くお考えはありますか。お尋ねします。

以上で私の主旨質問を終わります。

○議長（森 温繁君） 当局の答弁をお願いします。

市長。

○市長（楠山俊介君） では、伊藤議員のご質問にお答えをさせていただきます。

私のほうからは、新庁舎建設についてお答えをさせていただきます。

まず、請願をいただきました方々9,000人を越えた、このような事実をどのようにとらえるかということではありますが、新庁舎の予定地につきましては、昨年7月の説明会を初めといたしまして、市政懇話会等にも説明させていただき、またパブリックコメント等もさせていただき、またそこを最終候補地という形で基本構想の作成に関しましても、議員の皆さんに予算づけいただいて、説明させていただいたことでもあります。

そのような中で、市民の皆様には十分な理解がされていなかったりというようなこと、また誤解されている部分があり、その結果として9,000人以上の署名ということになったということにつきましては、真摯に受けとめているところであります。

その9,000人の原点というか、もともとこの敷根民有地が適地ではないのではなかろうかという中のご意見でございますけれども、この敷根民有地につきましては、繰り返しご説明申し上げますとおり、いろんな要件をバランスよく考慮した結果、そこに選定したというようなところでありまして、これに関しましては基本構想のほうにもしっかりとその経緯を話していただいて、また説明会等にも説明をさせていただいたというふうには考えております。

その中、前市長のときに敷根公園前面に決定をされたという中で、それを楠山になってか

ら、いじり過ぎたというか、いじったというか、悪い方向にというような表現をされたところでありますけれども、私としては、敷根公園前面というのはやはりいかがなものかというところがありまして、それを論議するためには、やはり代替案がなければ論議できませんし、先ほども伊藤議員がおっしゃったように、庁舎を建設するということに関しては、市民も同意することであろうというふうなところを前提にしますと、どこに建てるかという論議でありますので、そういう意味ではどこに建てるということが出ませんと建つわけにはいきませんので、そういう意味では私としてはいろいろ津波想定の変化等、あるいは詳細なデータの中を考えまして、現在地、あるいは現在地には仮庁舎の問題等々提起されておりましたから、これは前の基本構想にも提起され、市民会議にも言われているところでありましたので、ではそれをもしクリアするとしたら、駅ビルという合築も一つではなかろうか。そして駅ビルをすることによって、伊豆急さんとも要するに同意するところでありまして、観光客や駅の利用者、そして周辺の市民の皆さんにとっても有効な避難ビルになろうかというようなことの中で、アイデアを提示させていただいて、そういう中で比較検討をし、選ぶ作業をさせていただいたところであります。

しかし、今まで説明したように、3つの中が全てそれぞれメリット、デメリットがある中で、なかなか一つに絞りきれないというのが事実であります。そこを一つに無理に絞るといふわけにはいきませんでしたし、そういう意味ではそういうもとに原点に戻って、やはり津波浸水域というのはいかがなものかというのはいちんと尊重をし、それは高台の理念でありましたし、安心・安全の理念でもあります。そして、かつ財政的に現在地等につくるということは、耐震化は当然でありますけれども、液状化もかなり45とか50とか言われている状況の中では、かなり工費もかかる場所でありまして、また津波に対する耐浪性あるいは高層化によって浸水を防ぐ機能を守るために高くしなければならないということを考えますと、工費が1.5とか2倍にされるというようなこともあって、下田の財政上どうなんだろうという中で、やはり財政もしっかりと考えなきゃいけないという中で、この地に建てるということの問題も出てくる。

そういう中で、財政的にも特殊建設にならず、また必要以上の造成や道路設置等もなく、そういう形でトータルとしては財政的にも身の丈に合った状況におさめるためには、そして緊急防災・減災事業債も使えるということになれば、それはやはり有利に使うべきだろうというような考えです。

それから、利便性に関しましても、中心市街地に近いということはいろんな面で庁舎との

相互性もあると思いますし、また利用されることの中で徒歩で行かれる方が多くなるということも、私も利便性の一つと思います。

ただ、どこにつくっても不便な方と便利な方ということは、近くの方、遠くの方になるわけですから、また来られる方の交通手段もいろいろだというふうに思います。しかし、例えば平成23年のアンケートによりますと、徒歩とか自転車等、そういう形で来庁される方が13%というような数字もありまして、やはりこの人たちが通いやすいことも無視できない条件だというふうに思っております。

それから、今後交通弱者と言われるような方々、お年寄りの方々、庁舎を利用される方が増える中で、交通弱者というような形で車をやっぱり運転できない、あるいはしないような方も増えてくるところであります。

また、公共交通の中で今、検討会でしっかりとしておりますけれども、やはりこれからの中でこれも交通弱者も踏まえて、公共交通を利用していただくということは、これからのまちづくりの大きなテーマだというふうに思います。そういう意味からしますと、公共交通の中心というか、結節点はやっぱりこの伊豆急の駅前の部分でありますから、そういう意味では駅から近いというのは、利便性に値するというふうに判断をしているところであります。

そして、安全性の部分の防災のことでありますけれども、これは沢登議員のときにもお答えをいたしました。急傾斜地に関しての部分は崩落を仮にしたとしても、敷地まで影響することがないというような報告もされております。そして、液状化につきましても対策は図れるということ、また浸水域に関しましても公表されたデータの中では、浸水域外だということでもあります。

それから、土砂災害の危険を伊藤議員のほうから説明をいただきましたけれども、結果的には逆の結果が出ておまして、8月24日の中で発表された中で、知事のほうもこのことに関しては、総合庁舎の建設位置を敷根にということもありまして、やはり関心の深い事項だということで、県もそういう安心・安全になる土地を探している、調査しているところであります。その中で、8月24日に知事がこのような記者会見の中でコメントをしておりますので、ちょっと紹介させていただきますけれども、「図面上でありますけれども、下田市が移転しようとしているところがあるんですが、一見したところ、土砂災害に遭いやすいように思っていました、私は。難波副知事もそのような意見を言っていたのですが、しかし、地質などをしっかり調べたところ、そこは案外土砂災害からは自由であると、そこだけぱつと開いたという感じで、下田市役所としての移転場所としても、現在の下田市長さんが提案

しているところは、土砂災害という観点からは危険ではないという一応評価が出ているんですね。図面を見ればすぐわかりますよ」というようなコメントもしていただいているところでありますので、安全性からも県のほうの土木事務所から発表されたデータの中できちんと評価されているというふうに考えております。

それから、建設費等につきましては、担当課より詳しく説明をさせていただきます。

それから、今回、請願等の中でいろいろ活動いただいた市民の会の皆さんとの意見交換なり、そういった方たちへの説明ということではありますが、これも沢登議員のときにお答えしましたが、今10月に日を設定しまして、こちらからの一方的な説明のみだけではなくて、やはり庁舎建設に対する賛成の方のご意見や、また反対の方のご意見、またいろいろ危惧されているものに対してどういうふうに答えることができるのか、あるいはまちづくり的なもの、あるいは防災的なもの、それぞれの観点からどういうものをどういうふうに考えるかというような、ちょっとまだこれはプランの段階ですから確定はしておりませんが、そのような形で今回の署名をされた市民の皆さんはもとよりでございますが、敷根民有地に賛成していただいている市民の皆さんに対しても、わかりやすい工夫した説明会を開催をしたいというふうに考えております。

私からはとりあえず以上です。

○議長（森 温繁君） 教育長。

○教育長（佐々木文夫君） 私のほうからは、子供貧困対策についてお答えさせていただきたいと思います。

教育委員会においては、貧困率に関する資料、統計はありません。経済的な理由によって小・中学校へ就学が困難と認められている児童・生徒の軽減を目的として、下田市就学援助費支給要綱に基づき就学援助制度を実施しております。

また、一時金ではありますが、経済的な理由により高等学校等に就学することが困難なものに対して、その経済的な負担の軽減を図ることを目的とし、下田市就学奨励金交付要綱に基づき、毎年各学校から推薦された高等学校等への進学者のうち、奨学生選考委員会により支給が妥当と認められた者に対して、下田市奨学振興基金を財源として一人当たり10万円を交付しています。この制度は、今後とも継続して実施していきたいと思います。少しでも保護者の経済的な面での支援ができればよいと思っています。

給食の食物アレルギーにつきましては、学校教育課長よりご説明をさせていただきます。

私からは以上です。

○議長（森 温繁君） 学校教育課長。

○学校教育課長（峯岸 勉君） では、給食の食物アレルギー対策ということで、これは午前中の沢登議員のご回答と重複する部分もありますけれども、ご容赦ください。

まず、食物アレルギーを持った子供は現在何人いますか、それと子供の命と健康を守るために各学校ではどのような対策をとる予定ですかという形でご説明します。

まず、下田市の学校給食のアレルギー対応につきましては、まず生活管理指導票というもので、アレルギーの有無をまず確認しています。その生活管理指導票というのは、児童・生徒が学校生活を行う上で支障がある、あるいは支障が生ずる可能性がある事項について、事前に保護者から報告してもらい、そういうものでございます。

その中で、今年度市内小・中学校において、食物アレルギー管理指導票が提出されている生徒・児童数は、小学校が21名、中学校が16名、合計で37名になっております。これには医師の診断結果が載っていると、こういう形になっております。

このうち、アレルギー対策ということで、下田小学校におきましてレベル2に相当するお弁当対応している方が1名、稲生沢小学校でレベル3に当たる除去食で対応している児童が1名、朝日小学校で同じくレベル3に相当する除去食で対応している児童が3名、5名については個々に対応をさせていただいております。

また、これは幼稚園、保育園につきましては、ニーズ的には26名の子供にレベル3、4の対応をさせていただいております。人数が多いのは、子供の小さいうちはアレルギーが出やすいという、午前中の説明のとおりでございます。

アレルギーの症状については個人差が大きいいため、個々の症状に合わせた施設整備というのはなかなか難しいため、今回新たな給食センターの中には、いわゆる午前中説明しました代替食をつくる特別調理室は予定していないわけですがけれども、下田市は先ほど申し上げたような対応をしているところでありまして、施設計画の中にアレルギー対応の設備がないということで、アレルギーを持っている児童・生徒を切り捨てるということではなくて、今後も国が示すガイドラインで望ましいレベルと言われている3、ここは確保できるように対応をこれまでどおり続けていきたいと考えております。

以上です。

○議長（森 温繁君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（楠山賢佐君） 私のほうから、子供の貧困対策につきまして、福祉事務所のほうの立場からご説明させていただきます。

議員ご指摘のとおり、子供の貧困率と申しますのは、平均的な所得の半分を下回る世帯で暮らす18歳未満の子供の割合でございます。直近の統計によりますと、平成24年国民生活基礎調査の概況によりますと、その率は全国で16.3%と実に6人に1人が該当する状況となっております。静岡県に確認をいたしましたが、国レベルでの子供の貧困率等の統計数値はありますが、県市町の自治体レベルでの通知はなく、下田市の貧困率という統計数値は不明でございます。

なお、貧困家庭の子供の数と相関があると考えられます下田市の母子家庭等の世帯数につきましては、平成27年3月末現在、母子家庭等医療費助成の受給対象者は156世帯、390人、児童扶養手当の全部支給者の対象者は96人となっております、いずれも過去3年間で横ばい、また微増傾向にあります。

また、生活保護世帯に関しましては、平成27年4月末現在、328世帯394人で、このうち停止世帯を除きます1世帯1人を除きまして327世帯の393人のうち、子供さんの人数は22人。内訳としましては、未就学が7人、小学生が7人、中学生が3人、高校生が5人となっております。

なお、子供の貧困対策としてどのような対策がとられるかということと、今後どのようにしていく方針なのかというご質問でございますけれども、この件に関しても議員ご指摘のとおり、子供の将来が生まれ育った環境に左右されることなく、また貧困が世代を超えて連鎖させないことを目的としまして、平成25年6月に国は子供の貧困対策の推進に関する法律を成立させております。

この法律に基づきまして、国では教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援など、当面の重点施策などをまとめました子供の貧困対策に対する大綱を平成26年8月に策定しております。都道府県におきましても、この大綱を勘案しまして、貧困対策に係る計画を策定することとされております。

なお、静岡県では、子ども・子育て支援事業支援計画、並びに静岡県次世代育成支援対策行動計画を包括しました計画でありますふじさんっこ応援プラン、平成27年2月に作成したものですけれども、これを平成27年度中に見直しをいたしまして、子供の貧困対策を盛り込むこととしております。この計画等に基づきまして、下田市におきましても国・県の施策と連動しまして、子供の貧困対策を講じていきたいと考えております。

なお、子供の貧困につきましては、議員ご指摘のように、この国民生活基礎調査の概要によりますと、子供がいる現役世帯のうち、大人が2人以上の貧困率が12.4%に対しまして、

大人が1人の世帯の貧困率が54.6%と高くなっております。このため福祉事務所としましては、子供の貧困対策につきましては、ひとり親家庭等に対する生活支援が重要であると判断しております。

福祉事務所の支援といたしましては、母子家庭等の経済的支援として、平成27年度予算におきましては、母子家庭自立支援給付金、また母子家庭等医療費の助成、母子生活支援施設等措置費、児童扶養手当等計上しまして支援を行っております。

また、9月の補正予算におきましてもご審議を願うわけですが、ひとり親家庭の就学費用の助成費としまして、45万円を計上しております。この助成制度につきましては、ひとり親家庭の子供が小学校に入学する際、ランドセル等の学用品の購入費用を助成するものでございます。

また、高等学校の中退者を含む中学卒業者の貧困率は、大学卒及び高校卒の貧困率に比べて非常に高く、学歴と貧困率に高い相関関係があると言われております。生活保護の被保護者世帯の子供たちが大人になって再び生活保護を受けるのに至る、いわゆる貧困の連鎖の防止のためにも、教育支援も重要であると考えております。

本年4月から生活困窮者自立支援法におきます自立相談支援事業を行っておりますけれども、生活保護に至らない生活困窮者の就労を支援し、生活の安定を図るとともに、その子供たちに対しても、学習支援事業を実施していくなど、教育支援の面でも取り組みを考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 施設整備室長。

○施設整備室長（黒田幸雄君） 私のほうからは、事業費22億円が現状幾らぐらいになるのかというお話と、それから液状化対策に係る費用、その他についてを答弁させていただきます。

平成23年度に基本構想を策定時に、その時点における他市の庁舎建設事業実績をもとに、耐浪対策などによる割増を除いて、建築費用については消費税抜きの金額で1平方メートル当たり30万円として概算事業費を算出しております。

これまでの説明会、見直した基本構想においても、この金額をもとに説明させていただいております。こちらにつきましては、伊藤議員の電話でのご質問にもお答えしたとおり、同じ冊子の中でいろいろな単価を使うと混乱するというので、統一させていただいております。

一方、平成23年から27年までの4年間の建設資材、人件費の高騰による建設費用の増につ

いて調査したところ、公共工事の積算に用いる普通作業員の単価が4年間で36%程度上昇しております。土工事やコンクリート工事などの施工費用につきましても平成25年から26年の1年間で6%程度、平成26年から27年の1年間で12%程度上昇しており、平均いたしますと人件費、施工費用とも毎年9%程度の割合で増えています。

27年以降の上昇率が同様と仮定した場合、工事を実施する平成28年度から30年度の時点では平成23年当時の金額の1.54倍となります。22億円を単純に1.54倍すると、およそ34億円となりますが、事業費につきましては基本計画の中で精査を行っております。コストの縮減を図っていきたいと考えております。

続きまして、事業費につきましては、精査を行っている最中であり、金額については変動の可能性があることをご理解いただきたいのですが、現段階では基礎工事費として1億7,300万円を見込んでおります。この金額は、液状化対策として1.6倍した金額ですので、液状化対策による増額分といたしましては6,500万円となります。

また、立体駐車場の費用といたしましては、上層階に配置する場合と、中層階に配置する場合で変わってまいります。5億円から6億円と試算しておりますので、このことによる増額は5億6,500万円から6億6,500万円となります。また、駐車場につきましては、公用車駐車を近隣に確保することも視野に入れ、コスト縮減を検討しております。

それから、先ほど縦貫道と、それから交通用具のお話でしたが、市長のほうからも若干触れましたが、平成23年のアンケートによりますと、自転車で来庁する方が7.5%、それから徒歩が6.3%、路線バスが6.1%、電車が0.8%で、合わせまして20.7%になります。これは現位置に来る場合の交通、通う方法をアンケートしたものですので、駅から10分離れた場所になると、一、二分のこことがまるで同じとは言いませんが、交通用具をこのように使っている方が2割程度いるということをご承知おきいただきたいと思います。

それとあと縦貫道のお話ですけれども、平成21年度の県の交通量調査の概要をちょっと紹介させていただきたいと思っておりますけれども、これは21年度当時の交通量調査なんですけれども、敷根1号線の石塚さんの前あたり、あのそば屋の。1日7,500台。これが縦貫道開通後の交通量調査の予測ですと4,000台。それから出光の前です。136号になりますけれども、1万5,900台が9,100台、それから中央交番のほうですけれども、1万2,000台が6,100台と縦貫道開通により交通量は減るであろうという予測は、定量的にはされております。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 企画財政課長。

○企画財政課長（須田信輔君） 伊藤議員質問の中で、新庁舎建設についてという中で、事業費の増額分について、緊急防災・減災事業債による交付税の額を上回ることはありませんかというご質問がございます。これにつきまして答弁させていただきます。

普通交付税につきましては一般的に全国どこにでも一定水準の行政サービスを受けるために税収が少ない等の財政力指数が小さい団体がございます。そういう団体につきましても、全国一律の行政サービスを確保するという観点から設けられた制度でございます。下田市の場合は、ちなみに0.5弱の財政力指数で、かなり財政力指数が弱い団体となっております。こういった制度があるわけです。

そういった中で、この現状ですね。当初22億円という中で庁舎建設を計画していたという中で、現状の種々の状況によりまして1.54倍、約34億円の事業費に膨らんでくるという中で、伊藤議員のご質問でございます。

建設費用22億から緊急防災・減災事業債19.6億を借り入れた場合、交付税上の基準財政需要額に算入される額が約15億円見込まれるという中で、そういう考え方でいきますと、増額された建設事業費が12億円ということで、基準財政需要額に算入される元利償還金の額が約15億円ということで、単純に計算しますと3億程度交付税算入の額が上回るということが言えるわけでございますが、今、施設整備室長が言われたとおり、建設事業費につきましては、現在精査中という中で、この緊急防災・減災事業債の適用も平成28年度までという形になっております。ただし、これを今現在延長すべく各自治体から要望が国のほうに上がっているという現状がございます。

そういった状況もございますので、仮に29年度以降、この制度が継続されないということが生じた場合には、今度は防災減災事業債という起債がございます。そういった起債もございますけれども、交付税算入は若干落ちてくるということで、具体的な内容につきましては、事業費等が確定した中で、制度がどういう推移を示すかということも精査した中での最終的な交付税がどうなるかということになってくると思いますので、現状で予定していた内容で説明させていただいております。

以上です。

〔「答弁漏れ」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 市長。

○市長（楠山俊介君） 今、いろいろの中で、市民の会の皆さんや、あるいは4人の議員の皆さんが説明会等でいろいろされた中で、少し解釈等が違っているところもあるんじゃないかな

うかというようなところ、これを今一つ一つ拾い上げてというわけにはいきませんが、そういう状況もあると。

また、例えばこの現在地、あるいは駅ビル等に建てることで、やはりまちの活性化になろうというふうなご意見を持っている議員さんと、浸水域は危険であろうというような議員さんの中で、そうしたら整合性として、ではどこに建てられたらいいのかというようなことも論じられていたいただきたいところでもありますし、また、今の財政的なことで説明をさせていただきましたけれども、単純に30億というような中で、庁舎というのはもっと安く、10億ほどで建てることもできるんじゃないだろうかというようなご意見に対しまして、では、本当にそういうふうな形ができるのかどうなのかということも、いろいろ具体的にご説明していただきたいなというところもあります。

また、いろいろ用地を選定するに当たりまして、例えば学校再編等の中で考えられるところに、学校再編がまだ実際に進んでいる状況でない中で、本当にそういうものを候補地として挙げられるのか、具体的に考えられるのかということも少し深く考えていただきたいなというようなことがありまして、そういう一つ一つを説明をもう少しさせていただければ、どうしてこの敷根の私有地の部分に決定していったかという経緯も理解いただけるのではなかろうかというふうに思います。

それから、敷根公園の前面にということが当初あって、もし仮にそのままそれを私がよし、私が今の決裁じゃありませんけれども、私がそのまま決められたことを進めていった場合、本当に敷根の公園の前面に建てるのがいろんな面でよかったのかどうなのかということも語られていない部分もあろうかというふうに思います。

また、公園の前面に建てることによって、公園の改修や駐車場等、いろんな形でやらなきゃならないことも付随していたところではありますが、そこまでの十分な財政的な説明もなく進められたところもありますので、そういう意味では私はその間の中で、いろいろ場所選定の中でいろいろな形が論じられたことは有益だったというふうに思いますが、結果、その論じられた中で、どこかで決めなきゃならないという中で、今回、敷根私有地になったということ、もう少しきちんとお伝えしたいというふうに思っているところであります。

○議長（森 温繁君） 9番。

○9番（伊藤英雄君） それでは、食物アレルギーについて最初に。

小学校21名、中学校16名、37名おいでになる。下小では、何か弁当をつくるような話だったんですけども、その弁当というのは、学校側が用意するのでしょうか、個人が用意する

んでしょうか。

○議長（森 温繁君） 学校教育課長。

○学校教育課長（峯岸 勉君） これは保護者のほうで用意していただいております。

○議長（森 温繁君） 9番。

○9番（伊藤英雄君） 給食は、給食費の負担をさせるものの、基本的には下田市が提供しておると。給食センターの費用も下田市から出ている。アレルギーのある子供について、保護者に負担をさせるのはいかなものかというふうに思いますが、どうですか。

○議長（森 温繁君） 学校教育課長。

○学校教育課長（峯岸 勉君） 食物アレルギーの生活管理票提出の流れの中で、先ほど提出いただいたということを申し上げたんですけれども、保護者の方からその提出いただいた後に、提出された管理指導票をもとに、養護教諭等が面談というのを行っております、その中で一番方法論として、保護者の方にお弁当をつくって持ってきてもらうのが一番いいだろうという判断をさせてもらっているということでございます。

○議長（森 温繁君） 9番。

○9番（伊藤英雄君） やっぱりね、給食を自分の子供が食べられないというのはね、それだけで保護者の方は負担になると思うんですよね。だから、学校側、教育委員会のほうで負担してくれというのは、嫌ですとは言にくいでしょうが、やはり思いやりの行政という点から見れば、弁当の補助を出すとか、やっぱりきめ細かい優しさが欲しいと思うんですけども、いかがですか。

○議長（森 温繁君） 学校教育課長。

○学校教育課長（峯岸 勉君） おっしゃるとおり、優しさは必要だと思いますので、保護者のほうとまたご相談をさせていただきます。

○議長（森 温繁君） 9番。

○9番（伊藤英雄君） そうですね、ぜひですね、やっぱり、それでなくても悩み多い保護者の方なので、ぜひ援助をお願いしたいと。

それから、稲生沢では除去食とか何とかいうようなお話が出たけど、それちょっとわからないので、説明していただけますか。

○議長（森 温繁君） 学校教育課長。

○学校教育課長（峯岸 勉君） 稲生沢小学校の対応状況ですけれども、1名の児童について、この子がリンゴが苦手だということなものですから、リンゴを使った給食が出た場合は、そ

のリンゴそのものを取ったり、あえものだったりしたら、そのままとっちゃうと、そういうことをやっておると聞いております。

○議長（森 温繁君） 9番。

○9番（伊藤英雄君） それは当然な対応だと思うんですけども、やっぱりリンゴをなくしたら、みかんをやるとか、一人一人にきめ細かい優しさが欲しいなと思いますけれども、そういう対応は不可能でしょうか。

○議長（森 温繁君） 学校教育課長。

○学校教育課長（峯岸 勉君） これは午前中、沢登議員からも除去食の方にレベル4の代替食ができないのかということだったんですけども、午前中のお答えと同じなんですけれども、栄養士に確認したわけですけども、今おっしゃったように、リンゴがだめだからミカンを出せばいいじゃないかと、ちょっとそういうものではないというふうに理解をしていますので、やはりそこは申しわけないですけども、栄養士さんを通じた面接をやっておりますので、その中で対応を検討させていただきます。

○議長（森 温繁君） 9番。

○9番（伊藤英雄君） 栄養学的にどうこうじゃなくて、給食でみんな一つデザートがついたよと。でも僕だけアレルギーがあるからデザートはないよと。でも食べられないんならかわりのデザートをやる、教育って、一人一人にきめ細かい、一人一人の差、ハンディによって対応する必要があるんじゃないですかね。

教育長、学校教育ではそういう個別に違うものについて、全部同じ対応をされるんですかね。やっぱり一人一人に応じた教育、そういうことが必要じゃないかと思いますが、いかがですか。

○議長（森 温繁君） 教育長。

○教育長（佐々木文夫君） 子供の教育に対しては、いろいろ考えがあろうかと思いますがけれども、私たちとしては、一人一人の子供たちということを基本に考えております。ただ、中にはどうしてもこのことに対して、一人一人に対応できない場面というのも出てきているのは学校教育であろうかと思えます。

その中で、私たちが何をもとにするかということで、今、アレルギーの問題が出ていますけれども、私たちは学校給食に関するアレルギーの手引き書、ガイドラインがあります。全部の子供たちに対応したいんですけども、それができない場合に、何を頼りにできるかという、やっぱり県の、あるいは国のこういうガイドラインに従って、まず基本的には進め

ていくと。それに対して、少しでも子供たち、あるいは保護者の要求に応えられるようなことを考えております。

ただ、今言われた中で、桃がだめでミカンというわけにも、これなかなか、結局一人の子供の給食費というんですか、それがまた当然上がってくる。確かにその一人の子のためじゃないかということもよくご理解はしておりますけれども、なかなかそれができない現状でということで、申しわけない、私のほうからはこのような答弁になってしまいますけれども、またご意見あったらお聞かせください。

以上です。

○議長（森 温繁君） 9番。

○9番（伊藤英雄君） 一人一人の対応が必要だということで、答弁いただいたわけですが、本当に保護者、子供のことを考えて、本当にあらかじめわかっているわけですが、何がだめとかね。それに対して、ちょっとした心使いをすることが、そんなにも大変なことなのか。

それから、ミカン1個買ってくる、事前に買うということが、本当にそんなに大変で、どうなんですかね。自分だけデザートがないという子供の思いと、事前にわかっているんだから買ってあげるといふ、その優しさをできないほどに縛りがきついですかね。

○議長（森 温繁君） 教育長。

○教育長（佐々木文夫君） 本当に伊藤議員さんのおっしゃるとおりで、子供たちのことが最優先と、これは何回も言っております。今言った方法について、私たちも現実には知り得ております。ただ、その現実に対して、保護者あるいは子供がどういう考えを持っているかについて、まだ申しわけないんですけれども、それについては私たちが中に入って話ができておりませんので、申しわけありませんけれども、少ない子供ですので、その子供の気持ち、あるいは保護者の気持ち、学校あるいは給食関係の対応をまた検討させていただくということで、お答え申し上げます。

○議長（森 温繁君） 9番。

○9番（伊藤英雄君） ありがとうございます。ぜひ一人一人にやさしさを持って、保護者、子供の方と児童の意見も聞きながら取り組んでください。

次に、貧困対策に引き続いてお尋ねをいたします。

答弁にありましたように、子供就学援助等を行っていますよということでもありますけれども、実際に本当に必要なのは、個別対応だと思うんですよ、やはり。だから、制度としてこ

ういう幾ら援助をあげているということも大事なだけれども、やっぱりマンパワーによって、一人一人の母子家庭であればお母さん、子供を含めた、そういう個別の対応が必要だと思うんですが、そういう個別の対応は現在の体制、人事を含めた体制の中で可能なんですか、どうでしょうか。

○議長（森 温繁君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（楠山賢佐君） 貧困対策につきましては、もちろん教育的な支援とか、生活的な支援、保護者への就労の支援とか、経済的な支援とか、4つの大きな柱があるわけですが、行政ができる部分と、精神的な事例の部分の中では、やはり民間とか、NPOの活動の中で居場所をつくったりとか、また食事の面だとか、そういうことがやられているのが精神的な事例だと思います。

福祉事務所の法令的なものとしては、どうしても給付、手当とか、そういうものを給付することになるわけですが、こういうことに関しては、学童の数も少なくなって、また小学校も点在しているということがありますので、そういう中で民間的な力のマンパワーだとか、またボランティアだとか、そういうふうな意識の部分の活動が出てくることは期待しております。また、そういうことがあれば、何らかの行政としての手だてだとか、協力をしていきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 9番。

○9番（伊藤英雄君） やっぱね、誰でもそうだけれども、多分自分が貧困のところにあるとか、自分の家が貧しいとかというのは、ほかの人には言いづらいものがあるので、積極的にこの援助を受けたい、子供の就学、あるいは生活するために言いづらいものだと思うんですよね、一般論として。

したがいまして、行政の側からやっぱり1件1件、一人一人の母子家庭の家に訪問をして、直接面談をして人間関係をつくっていく、そういう中でしか実際上は対応が難しいんじゃないかというふうに考えるんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（森 温繁君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（楠山賢佐君） もちろん母子家庭の相談等につきましても、考えていかなければならないというふうには思っています。

ただ、実際のその状況から考えますと、自分たちの経済的な雇用の条件だとか、雇に基づく制約の事件等があつて、相談に来たりとか、実際には支給の申請に来るについても時間

外の対応をしたりとかしているような状況であります。

本来で言えば、細かい行政の対応をすべきところではあると思いますけれども、貧困の家庭と言われる家庭については、食べていくとか、生活していくことに時間が割かれて、そういうことに対する手が差し伸べにくいという状況は議員のご指摘のとおりだと思います。

その辺につきましては、いろいろなケースの中だとか、個別にケースがあった部分について、特にそういうふうな家庭については、虐待とか、DVとか、そういうふうな案件にもつながる可能性がありますので、そういうふうなケースが出てきましたら、それについては個別に他課のほうの保健師とか、学校とも連携をとりまして、相談なり、援助の手を差し伸べていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 9番。

○9番（伊藤英雄君） 福祉事務所長の本当に人柄のよさは承知しているところではありますが、やっぱり個別の一人一人への対応が本当に必要で、ここはマンパワーがないと、多分解決しないんじゃないかな。現在、職員の定数化、定員、人間で言えばどんどん減らしましょうという動きがあるんだけど、やっぱりこの子供の貧困対策、母子家庭を含めたところと言えば、やっぱり一人一人への対応がどうしてもマンパワーでなければ解決しないものがあるんじゃないかなというふうに思います。この場での答弁は難しいんでしょうけれども、やっぱりマンパワーでなければ解決できない部分については、職員の増を検討する中で、貧困問題について言えば対応していただきたいなということで、このことをぜひご検討くださいという要望で終わらせてもらいます。

それから、新庁舎の問題なんですけど、まあ、22億円でできますよと、こういう説明をずっと受けていたわけではありますが、今回の答弁の中で、いや、実際には34億円かかるよと、こういう答弁が出たわけがあります。

市民の会、私たち議員4人も30億は超えるであろうということと言ったわけなんですけど、市長にお尋ねしますが、22億円で実際には建設できないというのは、いつ頃わかった話なんでしょうか。

○議長（森 温繁君） 質問者にお伺いします。ここで休憩とりたいと思いますが、よろしいですか。

○9番（伊藤英雄君） 結構です。

○議長（森 温繁君） ここで10分間休憩いたします。

午後 3時16分休憩

---

午後 3時26分再開

○議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

伊藤英雄君の質問に対する答弁を求めます。

市長。

○市長（楠山俊介君） 先ほど施設整備室長からご説明ありましたが、平米当たりの30万という計算の中で比較検討していた中で、当然概算でありますので、いろんな諸事情の中で変動はあろうかというふうに思っておりましたが、ここに金額の1.54倍で計算をするというようなことの指示に基づいてまた計算をし直したということに関しましては、この8月末等に知ったところで、報告を受けたところであります。

○議長（森 温繁君） 9番。

○9番（伊藤英雄君） 8月と、市民の会のビラではもう出ているんですね。實際上、22億が34億と12億も違うんですね。それね市長、担当課長が知っている事実を、12億を建設費が違うのを知らなかったというのはね、いささかどうなんでしょうか。

○議長（森 温繁君） 市長。

○市長（楠山俊介君） いや、知らなかったではなく、そういう報告を受けて知るところでありますし、この計算式は、例えば敷根民有地だからこの計算だということではなく、庁舎を建設するに当たってこのような計算になるということですから、どこへ建てても当然この計算を当てはめるわけですから、そういう意味では先ほど言った財政的にも本当に膨大になるのはつらいところでありまして、何とかそれも精査をして、身の丈に合った金額に抑える努力もしなきゃならないところでありましてけれども、しかし計算はこのようにということで、国のほうからの計算式が出たというふうに考えております。

○議長（森 温繁君） 9番。

○9番（伊藤英雄君） 実は僕は、ずっと22億で建設できると思っていたんです。そういう話でしたから。ふと、建設単価が幾らになるのかなと疑問に思ってやってみたら、おっしゃったように坪当たり直すと90万で、これは幾ら何でも今無理だよということで議論をして、建設関係の人に聞いたら、やっぱりそれはできないと、そのまま50億にいっちゃうんだろう。

そのとき僕は32億円ぐらいかなと思ったんだけど、それを超えて34億円の建設費。実際に市長は、議会にも市民にも説明するのに、当初企画するときはいいいけど、実際に幾ら出るの

か、その金額を言うべきじゃないですか。もう9月の議会で条例出すという、8月まで、去年の何月からだ、8月まで実際に建てる建設費を自分は承知してなかったというのは、いかがなんですかね。ちょっと問題あるような気がしますけど。

○議長（森 温繁君） 市長。

○市長（楠山俊介君） 変化の数字でありますので、そういうふうに変化が出たということ報告して知ったということでもありますので、前々から、例えばこのようなことで、されていたところを知っていなかったとか、あるいは隠していたということではありませんので、このような計算で1.54倍という計算で試算するという状況ができてきたんで、このような数字が出たと解釈しております。

○議長（森 温繁君） 9番。

○9番（伊藤英雄君） それではまずお尋ねしますが、最初の22億、これは比較するために3年ちょっと前の石井市長の時代に合わせるために設定した単価だということは知っておられたんですか。

○議長（森 温繁君） 市長。

○市長（楠山俊介君） そのとおり、その同じ単価でそれぞれを比較検討いたしました。

○議長（森 温繁君） 9番。

○9番（伊藤英雄君） その後、東日本で工事が実際に目立つ、オリンピックによって決定後、やはり仕事量がどんどん増えていく中で、建設単価が上がっていく、こういう情報については、全く自分の建てる庁舎についても建設費は上がるんだろうとか、こういう思いは持たなかったと、こういう理解でよろしいですか。

○議長（森 温繁君） 市長。

○市長（楠山俊介君） 当然概算ですし、状況等が変わる中で、そういう単価計算が変わっていくということは想像されるところでありますし、ただし、また具体的にどの程度になるのかということは、私もそこまでのプロじゃありませんので、自分で計算する話ではありません。しかし、変化に関しましては、当然認識はしているところであります。

しかし、この計算はどこに建てるに当たっても、この計算式になるわけですから、ですから、財政的な弱いところからするとつらい話でありますけれども、現実そういう社会になってきたというところであります。

○議長（森 温繁君） 9番。

○9番（伊藤英雄君） 単価が時代に合わなくなっていると、これは承知しておった。市長と

して議員や市民に庁舎を建てますよと、幾らで建てますよと、これは当然幾らぐらいの予算を立てる、説明する必要があるし、事実しているわけです。22億とね。だけど、もう22億じゃ恐らく建たないだろうと、そんな建設費はいかんと、建設単価が上がっている、それも承知と言った。そしたら、普通誠意のある人間であれば、じゃあ、単価が上がっているんなら、実際に建設単価はこれぐらいになるよと、建設費はこれぐらいになりますよと、こういう説明を議会や市民に説明するのが、市長の責任じゃないんですか。

○議長（森 温繁君） 市長。

○市長（楠山俊介君） ですから、ここで今説明しているところでありまして、これをこれからきちんと精査をして、皆さんに理解していただくように説明をしていくというところでありまして。

ですから、先ほども言いましたけれども、このものがこういうふうな形で庁内の中で報告をされ、検討されたのは、このかなり前の話という意味ではなく、ここに来てということでもありますので、こういう時間軸になったというところでもあります。

○議長（森 温繁君） 9番。

○9番（伊藤英雄君） まあ、人間誰しも過ちはあるんだけど、過ちを認めないという過ちが一番罪が深いのかなと、そんなふうに思うんですけどね。ここへ来て初めて知ったというのは、余りにも市長としてやっぱりいろんな批判もあり、これまでの経緯もある中で、ちゃんと市民に理解してほしいと、これが本当の建設費だよと、そういう説明をしないまま、ここで議員から一般質問があったから、初めてああ、そうなんだよと、そういう答弁は本当に市長としていかなものかなと思いますよ。これは市長自身は今わかったんですけど、決して過ちを認めないということなので、過っていないという話なんだろうけれども、やっぱりわかった時点で、そしてできるだけ議員や市民に説明するには、正しい数字でもって説明すると、こういう姿勢が欲しいですよ。

そこがね、どうしても納得いかないなというのは思いますよ。これは本当に今の発言、市民全員の方が聞いたら、22億でできるってずっと言っていたけれども、今の状況でいけば、どんどん上がっているから、本当はあれじゃできないだろうなと思っていただ。だけど、議員に聞かれるまでは本当の建設費は言わないよと、あるいは言わなくてもいいんだよと、それはね、誠意がなさ過ぎると思うんですけど、市長としては当然の行動でしょうか。

○議長（森 温繁君） 市長。

○市長（楠山俊介君） 特に隠すだとか、そういうつもりはありませんし、隠しているわけで

もございません。こういうふうな状況がここに来て、あらわれて、その調整の中で、先ほど室長も説明いたしましたけれども、いろいろ精査をして、コストを削減するというようなことも図っていかうという中で、純粋にこの計算の中では、やはり今までの財政的なことを考えると縮減しなければならないという中で、そういう工夫をこれからした中で、きちんと皆さんに説明をしようという段階でありますので、それが早い、遅いというふうに言われれば、きちんと早く説明できる情報があれば説明して立ったところではありますが、現在段階では、そういう状況でありますので、ただし、もう一度言いますが、これらを隠すとか、発表を遅らせるというような、そういう意図があったわけではございません。

○議長（森 温繁君） 9番。

○9番（伊藤英雄君） わかりました。隠す意図はなかったと思います。ただし、市民に正しい建設費を教えようという配慮がなかったと、こういうことであろうかと思いますが、余り市長を攻撃することが本意ではないので、正確な建設費については、この議会で初めてわかったと、私の質問も市長に34億円かかるということを理解していただける質問であったということで、自分を慰めたいなど思っているわけであります。

そして、建設費が30……

○議長（森 温繁君） 3分前です。

○9番（伊藤英雄君） 建設費が、一つね、企画財政課長に申し上げたい。企画財政課長とはこれまで何度も話し合いをしてきた。企画財政課長は交付税に算入する金額15億だと言う。だけど実際に入る金額は7億5,000万です。

これ、両方あるんだ、理屈としてはね。だけど、これ2人で何度も議論して、答弁として算入される金額だけを言う。実際に入る金額は言わない。答弁として不誠実じゃないですか。

○議長（森 温繁君） 企画財政課長。

○企画財政課長（須田信輔君） 議員のご質問の関係でございます。

基準財政需要額に算入される額が15億という形で先ほど答弁させていただきました。もう少し補足説明という形であれば、下田市の場合は財政力指数というのがございます。これにつきましては、基準財政需要額を分母として、基準財政収入額というのがあります。これは一般的に何にでも使えるお金というような考え方でよかろうかと思いますけれども、それが同等の額、下田市で調達できるということであれば、財政力指数が1という形になります。

財政力指数が1ということは、交付税が不交付団体でございます。よく普通交付税が不交付団体だという話は聞いた方もあるかと思いますけれども、1以上の団体、いわゆる裕福団

体はそういう形になります。下田市の場合は、先ほど言いましたように、財政力指数が約0.5でございます。これ、こうなりますと、標準的に行政需要に対して自立的な一般財源ベースのお金が半分ぐらいしか入ってこない。それでは行政サービスに支障が出るというような形の中で普通交付税の交付税制度という中で、そのマイナス部分を補うというのが交付税の制度でございます。

ですので、下田市の場合は現状が0.5です。ですから、ここから需要額が1円増えれば普通交付税として1円交付されます。ですので、先ほどの説明で基準財政需要額が15億円見込めるといような場合のケースですと、15億円の財政需要額が増えるわけですから、交付額が15億円増額いたします。そういうことで説明をしたところでございます。

以上です。

○議長（森 温繁君） 9番。

○9番（伊藤英雄君） どうもね、耳も悪くなったみたいで、私の質問聞いてなかったと思うんで、もう1回質問、私が何を聞いたかという、実際の建設費は幾らになるんですか。そして実際に入ってくる金は幾らになるんですかとお聞きしたんです。実際に入る金が幾らで、実際に出る金が幾らかという質問なんです。基準財政需要額を教えてくださいという質問をしていないんですよ。実際に入る金が幾らか、実際に係る、出るお金が幾らかかるか、こういう質問をして34億円建設費がかかる。実際に対して実際に入るお金が幾らですかという質問です。質問のとり違えがあったということですか。

○議長（森 温繁君） 企画財政課長。

○企画財政課長（須田信輔君） 当初ですね、22億円ですね、庁舎建設。これは緊急防災・減災事業債が目いっぱい借りられるというような中で、借入金19.6億円あった場合に、交付税の基準財政需要額が15億円算入される形になります。

これは、緊急防災・減災事業債というのが充当率100%の借金でして、事業費100に対して100円借りた場合に、その7割、70%相当額の元利償還金が普通交付税の基準財政需要額に算入されるという内容でございます。それだけ有利な起債ということでございます。

そういった中で、下田市の場合は財政力指数が1に満たない団体でございますので、基準財政需要額が1円増えるということは、交付税の交付額、これが1円増えます。ですので、基準財政需要額が15億円ここで増えることによって、15億円の普通交付税が交付されると、こういうことでございます。

ただ、伊藤議員が今言いたいのは、多分庁舎建設としてどうなんだというような意味合い

なのかもしれませんけれども、財政的な見地からいきますと、普通交付税が15億円増えるという形のもの、今の計算上の話ですと、そういう形になるわけでございます。

以上です。

○議長（森 温繁君） 9番。

○9番（伊藤英雄君） あのね、議論をするのやめる、どれだけ質問を曲解するのか、理解が悪いのか。申しわけない、今庁舎問題について質問しているんです。事前の質問を提出しているんだけど、それにも庁舎問題についてということで今やっているんです。庁舎問題ではない答弁をされても困るんだよな。弱ったもんだね。もういい、結構ですよ。

それでは、今までわかったことを言えば、34億円かかると。金利を入れまして、総事業費としては、お幾らぐらいになるのでしょうか。

○議長（森 温繁君） 施設整備室長。

○施設整備室長（黒田幸雄君） 申しわけございません。金利を入れての総事業費について、現状で手元にございませんで、正確なお答えができません。

それから、今のご質問とまたちょっと違って申しわけないですけども、私が温めていた数字を市長に最近になって教えたわけではございませんので、その辺についてはご理解いただきたいと思います。

22億円というご説明を申し上げている中にでも、22億円でできるというお話をずっとし続けていたわけではございませんので、物価の上昇もありますと、この単価は23年度当時の単価ですと。23年度当時の構想を見直していく中で、いろんな単価を使っては混乱を招くと。伊藤議員のほうからも、以前にも図書館と保健センターを抜いた金額が5億円程度だと。これは敷根民有地でやる場合には、それに5億円足さなければならない。それは19ページだったかと思いますが、表に、それはおのおの保健センターと図書館を抜いた数字になっても、申しわけない言い方ですけども、そういった誤解を受けたりとかということがある上に、単価を変えてはさらにわかりにくくなるということで、構想の冊子の中で単価を統一してやったものでございます。

それで、それが5月ぐらいまでかかりまして、今基本計画に入っております。その中では、ある程度数字を出さなければいけないということで、単純に1.54倍だというお話を今日聞けば、そのくらいの数字はすぐ出ないのかという話になるのかと思いますけれども、先ほども申上げましたとおり、物価調査、普通作業員が幾らぐらい上がっているとか、資材がどの程度上がっているとか、そしてそれがどういうふうな見通しになっていくのかとい

うことを精査しながら34億円という数字を出しております。

しかし、この34億円につきましても、現状での概算でございますので、それで本当にできるのか、できないのか、それから逆に屋上駐車場だとか、中層の駐車場でお話をさせてもらっていますけれども、駐車場はもう来庁者だけに特化して、公用車の駐車場は南豆衛生プラントさんのほうを貸していただくとか、そういった工夫によって下げていこうということの基本計画の中で今努力している最中でございますので、34億円かかるんだなというお話になると、またそれはちょっと違った話にもなってまいりますので、現状で推定する金額が34億円になっているということでご理解いただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（森 温繁君） 9番。

○9番（伊藤英雄君） 大変よく理解できました。22億円を計算するのは、それなりの理由があって、そういうことで、そのことについても理解をしました。

ただし、敷根民有地へ、新しく庁舎を建てるのであれば、やっぱりこの庁舎を建てるには幾らぐらいかかるんだと、28年から30年3月の竣工なので、実際に28年、29年にかけて工事が発注されると。現状においては大体どのぐらいかかるんだと、そういう説明があって、初めて本当にそこがいいのかどうか、幾らでできるのか、ここはやっぱり場所を決定するのに大きな根拠になるよ。決定するための……

○議長（森 温繁君） 時間です。

○9番（伊藤英雄君） ああ、時間ですか。おかげさんではないんですが、では34億円がわかったよと、そのことを市長が知ったのはこの場であったということを確認をして、質問を終わらせていただきます。

○議長（森 温繁君） これをもって、9番 伊藤英雄君の一般質問を終わります。

---

○議長（森 温繁君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

明日本会議を午前10時より開催いたしますので、ご参集のほどよろしくお願い申し上げます。

ご苦労さまでした。

なお、この後決算審査の事前協議を3時55分から第1委員会室で開催いたしますので、委員の方はお集まりください。

ご苦労さまでした。

午後 3時47分散会